2. 地域の概況

事業計画地のある枚方市は、大阪府の北東部に位置し、京都府及び奈良県に接している。地形的には、東側の生駒山地から北に延びる八幡丘陵、市域中央部を占める高野台地、西側の淀川沿いの沖積低地という、東高西低の地勢を示している。

なお、事業計画地は図 2-1～図 2-2 に示すとおり、枚方市駅の南側の市庁舎をはじめとした行政機能が集積したエリアである。事業計画地の現状は、公共用地が大半を占め、一部で住宅や事業所等が点在し、都市計画法上は商業地域、近隣商業地域となっている。

地域の概況の調査は、主に枚方市域を対象とし、人口及び世帯数については、隣接する町丁目別についても整理した。

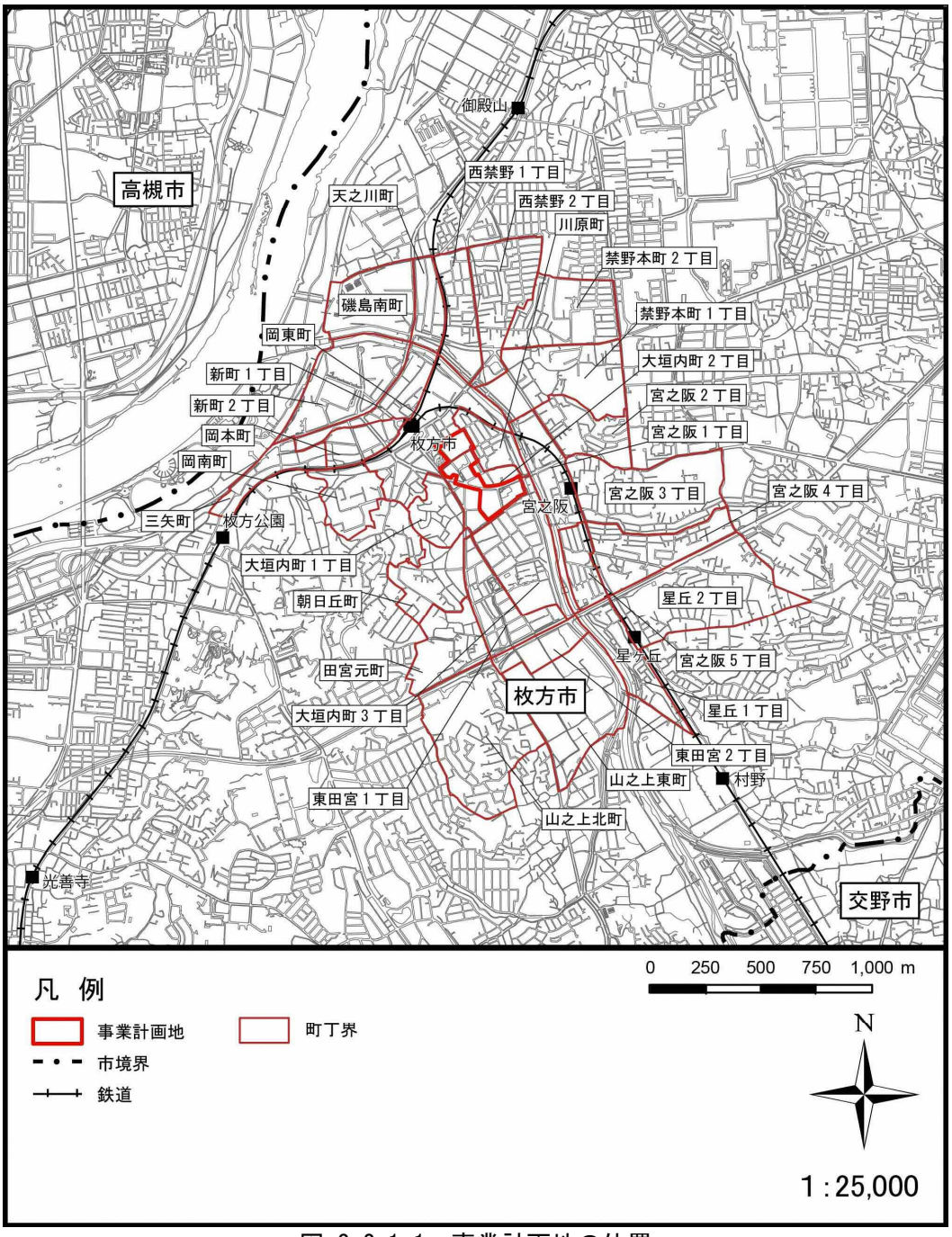


図 2-2.1-1　事業計画地の位置

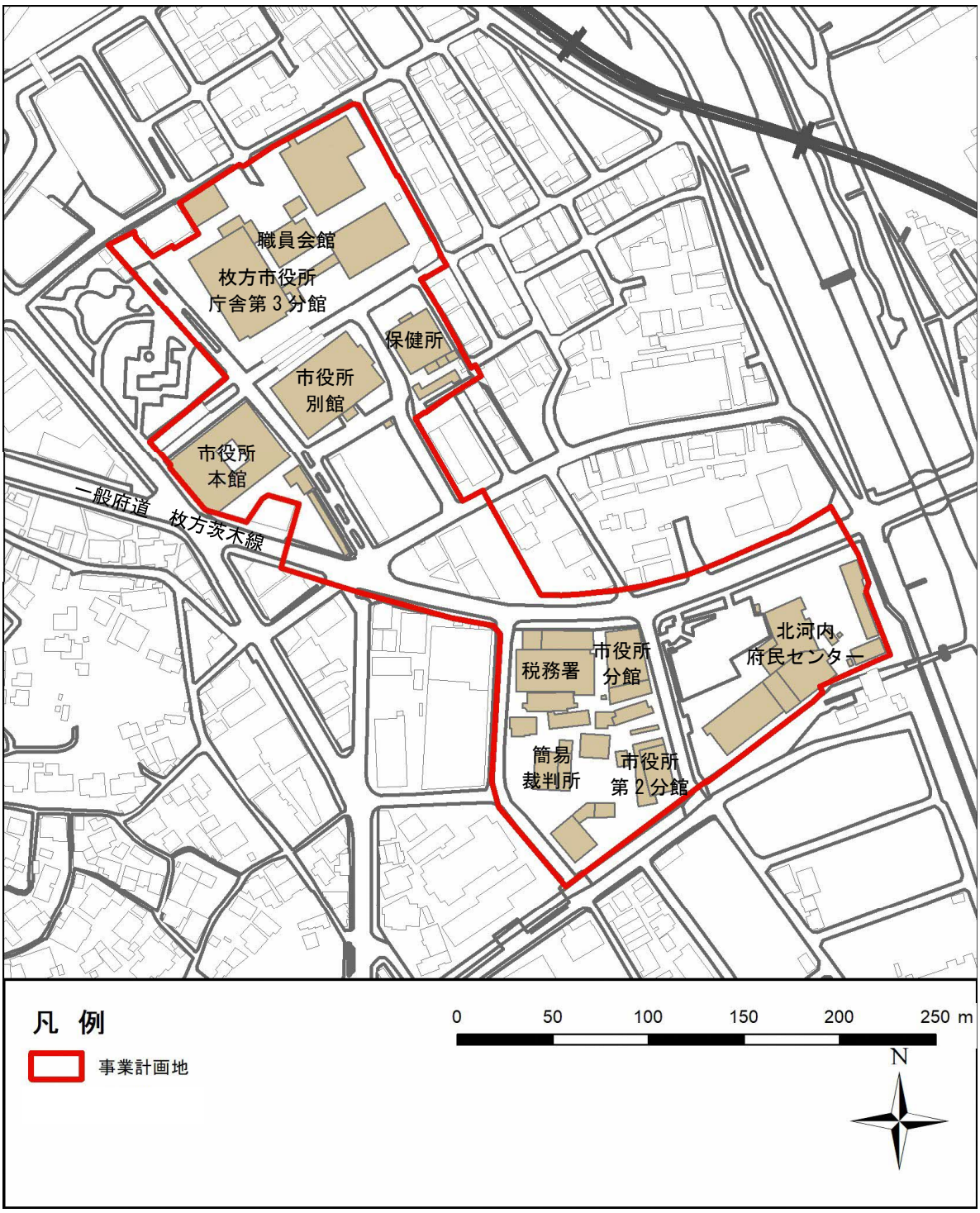


図 2-2.1-2　事業計画地の概況図

2.1　社会的状況

2.1.1　人口

(1)　人口、世帯数及び人口密度

枚方市の人口、世帯数及び人口密度は、表 2.1-1 に示すとおりである。

令和 4 年の人口・世帯数は、枚方市で 394,320 人、174,928 世帯となっている。また、人口密度は、枚方市で 6,055 人/km^2 となっている。

人口の推移についてみると、枚方市は平成 30 年に比べ減少している。

枚方市の事業計画地を含む周辺の町丁別の人口及び世帯数を表 2.1-2 に示す。令和 3 年における町丁別の人口及び世帯数は、事業計画地の位置する岡東町が 264 人、177 世帯、川原町が 828 人、492 世帯、大垣内町 2 丁目が 48 人、40 世帯となっている。

表 2.1-1　人口、世帯数及び人口密度

市	年次	人口（人）			世帯数（世帯）	人口密度（人/km^2）
		総数	男	女		
枚方市	平成 30 年	400,690	190,595	210,095	170,791	6,153
	令和元年	399,197	189,784	209,413	171,938	6,130
	令和 2 年	397,604	188,844	208,760	172,918	6,106
	令和 3 年	395,255	187,050	208,205	173,108	6,070
	令和 4 年	394,320	186,371	207,949	174,928	6,055

備考）数値は、各年 10 月 1 日現在の値を示す。
出典）「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）及び過去 4 年分の同書

表 2.1-2　町丁別人口及び世帯数（事業計画地周辺）（令和 3 年）

項目 / 地区名	人口（人）			世帯数（世帯）
	計	男	女	
新町 1 丁目	593	259	334	356
新町 2 丁目	95	55	40	82
大垣内町 1 丁目	400	178	222	206
大垣内町 2 丁目	48	21	27	40
大垣内町 3 丁目	765	381	384	376
川原町	828	428	400	492
岡本町	45	199	260	265
岡東町	264	114	150	177
岡南町	960	435	525	403
三矢町	695	295	400	426
朝日丘町	1,722	846	876	755
田宮本町	827	409	418	363
東田宮 1 丁目	830	395	435	433
東田宮 2 丁目	－	－	－	－
星丘 1 丁目	1,133	566	567	637
星丘 2 丁目	2,218	1,056	1,162	1,075
山之上東町	129	52	77	70
山之上北町	2,603	1,214	1,389	1,147
宮之阪 1 丁目	1,399	694	705	717
宮之阪 2 丁目	1,256	607	649	676
宮之阪 3 丁目	1,644	764	880	839
宮之阪 4 丁目	1,568	756	812	761
宮之阪 5 丁目	467	206	261	247
禁野本町 1 丁目	1,120	523	597	611
禁野本町 2 丁目	2,142	1,176	966	1,110
西禁野 1 丁目	850	406	444	404
西禁野 2 丁目	1,320	605	715	637
天之川町	779	370	409	393
磯島南町	1,535	741	794	659

備考）1.数値は、住民基本台帳による令和 3 年 10 月 1 日現在の値を示す。
　　2.町丁目別人口及び世帯数は、事業計画地及び隣接する町丁に限定する。
出典）「第 51 回枚方市統計書（令和 3 年度版）」（令和 4 年 5 月、枚方市）

(2) 人口動態

枚方市の人口動態は、表 2.1-3 に示すとりである。

枚方市では、平成 30 年以降、自然動態は継続して減少を示している。社会動態も令和 3 年までは減少していたものの、令和 4 年には増加に転じている。

また、事業計画地周辺の 29 町丁別の人口動態は、表 2.1-4 に示すとおりである。町丁別の人口動態は、大垣内町 1 丁目、大垣内町 2 丁目、川原町、岡南町、三矢町、星丘 1 丁目、宮之阪 1 丁目、宮之阪 2 丁目、宮之阪 5 丁目、禁野本町 1 丁目、磯島南町では増加、新町 1 丁目、新町 2 丁目、大垣内町 3 丁目、岡本町、朝日丘町、田宮本町、東田宮 1 丁目、星丘 2 丁目、山之上東町、山之上北町、宮之阪 3 丁目、宮之阪 4 丁目、禁野本町 2 丁目、西禁野 1 丁目、西禁野 2 丁目、天之川町では減少、岡東町、東田宮 2 丁目では増減なしとなっている。

表 2.1-3 人口動態

市	年次	人口増減		自然動態		社会動態	
		増減 (人)	増減率 (%)	増減 (人)	増減率 (%)	増減 (人)	増減率 (%)
枚方市	平成 30 年	△1,315	△0.33	△1,038	△0.26	△277	△0.07
	令和元年	△1,493	△0.37	△1,074	△0.27	△419	△0.10
	令和 2 年	△1,593	△0.40	△1,325	△0.33	△268	△0.07
	令和 3 年	△2,034	△0.51	△1,708	△0.43	△326	△0.08
	令和 4 年	△935	△0.24	△1,902	△0.48	967	0.25

備考）1.数値は、前年 10 月から各年 9 月までの 1 年間の値を示す。
2.「△」は、減少を意味する。
3.自然増減は「出生者数－死亡者数」、社会増減は「人口増減－自然増減」として算定した。
4.増減率は、年間増減数を統計年の各市の 10 月 1 日現在人口で除して算定した。
出典）「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

表 2.1-4　人口動態（事業計画地周辺）

（単位：人）

項目／地区名	人口増減	自然動態増減	社会動態増減	その他
新町 1 丁目	△79	△7	△72	－
新町 2 丁目	△6	△1	△5	－
大垣内町 1 丁目	18	△1	19	－
大垣内町 2 丁目	1	1	－	－
大垣内町 3 丁目	△19	2	△21	－
川原町	16	5	9	2
岡本町	△9	△6	△3	－
岡東町	－	△1	1	－
岡南町	16	22	△8	2
三矢町	8	△10	18	－
朝日丘町	△5	△2	△5	2
田宮本町	△2	△2	1	△1
東田宮 1 丁目	△8	2	△9	△1
東田宮 2 丁目	－	－	－	－
星丘 1 丁目	23	△7	28	2
星丘 2 丁目	△15	2	△18	1
山之上東町	△8	△8	－	－
山之上北町	△27	△16	△10	△1
宮之阪 1 丁目	4	14	△8	△2
宮之阪 2 丁目	126	4	123	△1
宮之阪 3 丁目	△8	△20	11	1
宮之阪 4 丁目	△39	△4	△37	2
宮之阪 5 丁目	2	△6	7	1
禁野本町 1 丁目	64	△3	67	－
禁野本町 2 丁目	△50	28	△82	4
西禁野 1 丁目	△4	1	△5	－
西禁野 2 丁目	△16	△9	△7	－
天之川町	△18	△5	△13	－
磯島南町	9	2	7	－
計	35	△11	33	13

備考）1.数値は、令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月までの 1 年間の値を示す。
2.「△」は、減少を示す。
3.人口増減は、「自然増減＋社会増減+その他」である。
4.その他は、職権記載・削除による増減である。

出典）「第 51 回枚方市統計書（令和 3 年度版）」（令和 4 年 5 月、枚方市）

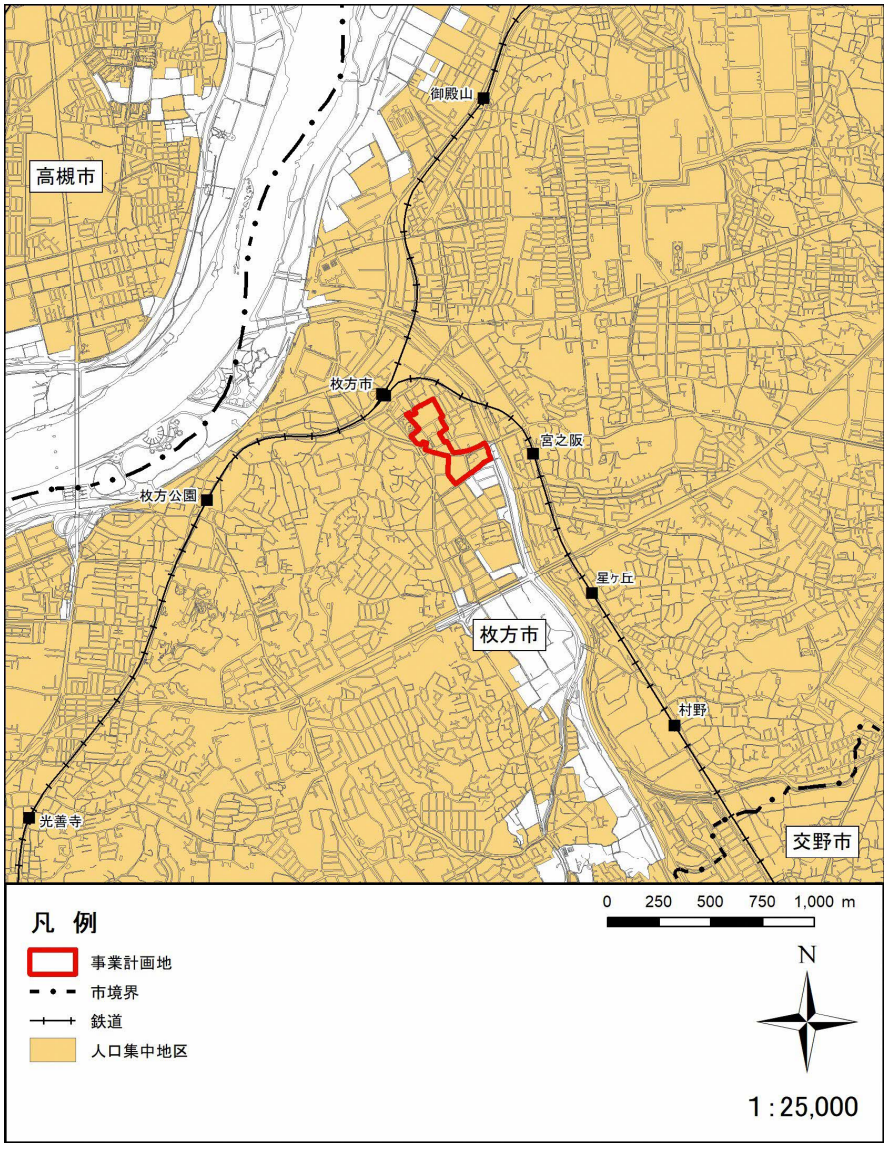
(3)　人口集中地区

枚方市の人口集中地区の概要を表 2.1-5 に、事業計画地周辺の人口集中地区の位置を図 2.1-1 に示す。令和 2 年次における人口集中地区の人口総数・人口密度は、386,789 人、8,939 人/km² となっている。

表 2.1-5　人口集中地区の概要

市	年次	人口（人）			面積 (km²)	人口密度 (人/km²)
		総数	男	女		
枚方市	平成 22 年	393,370	188,568	204,802	40.9	9,620
	平成 27 年	391,023	186,600	204,423	40.8	9,582
	令和 2 年	386,789	183,148	203,641	43.3	8,939

備考）1. 数値は、各年 10 月現在の値を示す。
　　2. 人口密度は、人口総数を面積で除して算定した。
出典）「平成 22 年国勢調査」（総務省統計局）
　　「平成 27 年国勢調査」（総務省統計局）
　　「令和 2 年国勢調査」（総務省統計局）



出典）「令和 2 年国勢調査　人口集中地区境界データ」（総務省統計局）をもとに作成

図 2.1-1　対象事業地周辺の人口集中地区

2.1.2　産業

枚方市の産業分類別事業所数及び従業員数を表 2.1-6 に示す。

平成 28 年における産業分類別事業所数及び従業員数の総数は、枚方市で 10,074 ヶ所、120,556 人である。

産業別の事業所数及び従業員数では、第三次産業の割合が最も多い。

表 2.1-6　産業分類別事業所及び従業員数（平成 28 年）

市	産業分類	事業所数 (所)	従業者数 (人)	1 事業所当りの 従業者数(人/所)
枚方市	総数	10,074 (100.00%)	120,556 (100.00%)	12.0
	第一次産業	8 (0.08%)	24 (0.02%)	3.0
	第二次産業	1,330 (13.20%)	24,014 (19.92%)	18.1
	第三次産業	8,736 (86.72%)	96,518 (80.06%)	11.0

備考）1.数値は、総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査」の 6 月 1 日現在の値を示す。
2.カッコ書きは、総数に対する構成比率を示す。
出典）「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

(1) 農業

枚方市の農家数、経営耕地面積（販売農家）を表 2.1-7、表 2.1-8 に示す。

令和 2 年の農家総数は、1,055 戸である。また、令和 2 年の経営耕地面積（販売農家）は、21,229a である。田の面積の構成比が最も高い。

平成 22 年以降の農家数は減少しており、また、経営耕地面積（販売農家）も減少している。

表 2.1-7 農家数

市	年次	総数	自給的農家	販売農家			
			29a 以下	29a 以下	30～49a	50～99a	100a 以上
枚方市	平成 22 年	1,342	822	5	261	225	29
	平成 27 年	1,224	764	3	228	196	33
	令和 2 年	1,055	696	359（総数）			

備考）1. 数値は、各年 2 月 1 日現在の値を示す。
2. 自給的農家とは経営耕地面積が 30a 未満で、かつ、過去 1 年間の農作物販売金額が 50 万未満の農家である。
3. 販売農家とは経営耕地面積が 30a 以上又は過去 1 年間の農作物販売金額が 50 万以上の農家である。
4. 令和 2 年（2020 年）は、販売農家での経営耕地面積のごとの集計がないため、総数のみ表示。

出典）「第 51 回枚方市統計書（令和 3 年度版）」（令和 4 年 5 月、枚方市）

表 2.1-8 経営耕地面積（販売農家）

市	年次	項目	総面積 (a)	田 (a)	畑 (a)	樹園地 (a)
枚方市	平成 22 年	総数	28,254	24,683	2,976	595
		構成比	(100.0%)	(87.4%)	(10.5%)	(2.1%)
	平成 27 年	総数	27,052	23,203	3,046	803
		構成比	(100.0%)	(85.8%)	(11.2%)	(3.0%)
	令和 2 年	総数	21,299	17,579	3,163	557
		構成比	(100.0%)	(82.5%)	(14.9%)	(2.6%)

備考）数値は、各年 2 月 1 日現在の値を示す。
出典）「第 51 回枚方市統計書（令和 3 年度版）」（令和 4 年 5 月、枚方市）

(2) 工業

枚方市の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等を表 2.1-9 に、産業(中分類)別事業所数、従業員数及び製造品出荷額等を表 2.1-10 に示す。

令和 2 年の事業所数・従業員数は、279 ヶ所、17,754 人である。平成 28 年以降の事業所数、従業員数は、ほぼ横ばいである。令和 2 年の製造品出荷額等は、令和元年と比較して減少している。

また、令和 2 年の産業（中分類）別の製造品出荷額等は、生産用機械器具製造業が最も多く、次いで食料品製造業、鉄鋼業の順になっている。

表 2.1-9 事業所数、従業員数及び製造品出荷額等

市	年次	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
枚方市	平成 28 年	304	16,930	75,338,151
	平成 29 年	291	16,872	70,016,660
	平成 30 年	291	18,229	80,165,383
	令和元年	286	18,122	84,903,169
	令和 2 年	279	17,754	77,134,240

備考）1.数値は、前年実績を各年 6 月 1 日現在で調査した値を示す。
2.平成 28 年は「平成 28 年経済センサス - 活動調査（製造業確報結果）」（平成 28 年、経済産業省）
枚方市独自集計による。
出典）平成 28 年は「第 50 回枚方市統計書（令和 2 年度版）」（令和 3 年 5 月、枚方市）
平成 29 年～令和 2 年は「第 51 回枚方市統計書（令和 3 年度版）」（令和 4 年 5 月、枚方市）

表 2.1-10　産業（中分類）別事業所数、従業員数及び製造品出荷額等

産業中分類		枚方市		
		事業者数（所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
総数		279	17,754	77,134,240
	食料品製造業	19	3,567	9,418,476
	飲料・たばこ・飼料製造業	3	28	29,151
	繊維工業	21	509	713,601
	木材・木製品製造業（家具を除く）	1	10	X
	家具・装備品製造業	4	35	40,298
	パルプ・紙・紙加工品製造業	13	365	1,518,720
	印刷・同関連業	10	404	770,728
	化学工業	16	1,228	5,211,360
	石油製品・石炭製品製造業	2	18	X
	プラスチック製品製造業	27	1,242	3,534,372
	ゴム製品製造業	4	307	589,868
	なめし革・同製品・毛皮製造業	1	56	X
	窯業・土石製品製造業	7	164	621,328
	鉄鋼業	16	1,202	7,410,070
	非鉄金属製造業	4	331	676,061
	金属製品製造業	28	870	2,436,464
	はん用機械器具製造業	22	746	1,856,661
	生産用機械器具製造業	40	4,877	38,375,806
	業務用機械器具製造業	5	314	351,112
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	7	188	358,715
	電気機械器具製造業	12	505	1,226,235
	情報通信機械器具製造業	2	212	X
	輸送用機械器具製造業	8	442	1,276,763
	その他の製造業	7	134	145,080

備考）1.数値は、令和2年6月1日現在の値を示す。
　　2.“X”は該当数値の公表を差し控えたものを示す。
出典）「第51回枚方市統計書（令和3年度版）」（令和4年5月、枚方市）

(3) 商業

枚方市の事業所数、従業者数及び年間商品販売額を表 2.1-11 に示す。

事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに、平成 24 年度に対して増加している。

表 2.1-11 事業所数、従業者数及び年間商品販売額

市	年次	項目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
枚方市	平成 24 年	総数	1,798	14,957	444,976
		卸売業	276	2,024	184,213
		小売業	1,522	12,933	260,762
	平成 28 年	総数	1,829	18,572	503,476
		卸売業	249	2,078	184,135
		小売業	1,580	16,494	319,342
	令和 3 年	総数	1,863	18,448	505,352
		卸売業	304	2,228	196,723
		小売業	1,559	16220	308,629

備考）1. 数値は、各年 6 月 1 日現在の値を示す。
2. 枚方市：第 51 回枚方市統計書の公表する値と相違することがある。

出典）「平成 24 年経済センサス - 基礎調査」（経済産業省）
「平成 28 年経済センサス - 活動調査」（経済産業省）
「令和 3 年経済センサス - 活動調査」（経済産業省）

2.1.3　交通

(1)　道路網

事業計画地周辺における主要幹線道路として枚方茨木線[注)]があり、事業計画地に隣接している。この他、事業計画地の北側には京都守口線が、南側には一般国道 1 号がある。

これらを含めた事業計画地周辺の主な幹線道路における平日昼間 12 時間の交通量を表 2.1-12 に、主要な道路網及び交通量調査地点の位置を図 2.1-2 に示す。

平日昼間 12 時間の自動車類交通量は、枚方富田林泉佐野線の区間番号「41260」が 6,191 台（推定)、一般国道 1 号の区間番号「10030」が 45,542 台、京都守口線の区間番号「40750」が 25,763 台となっている。

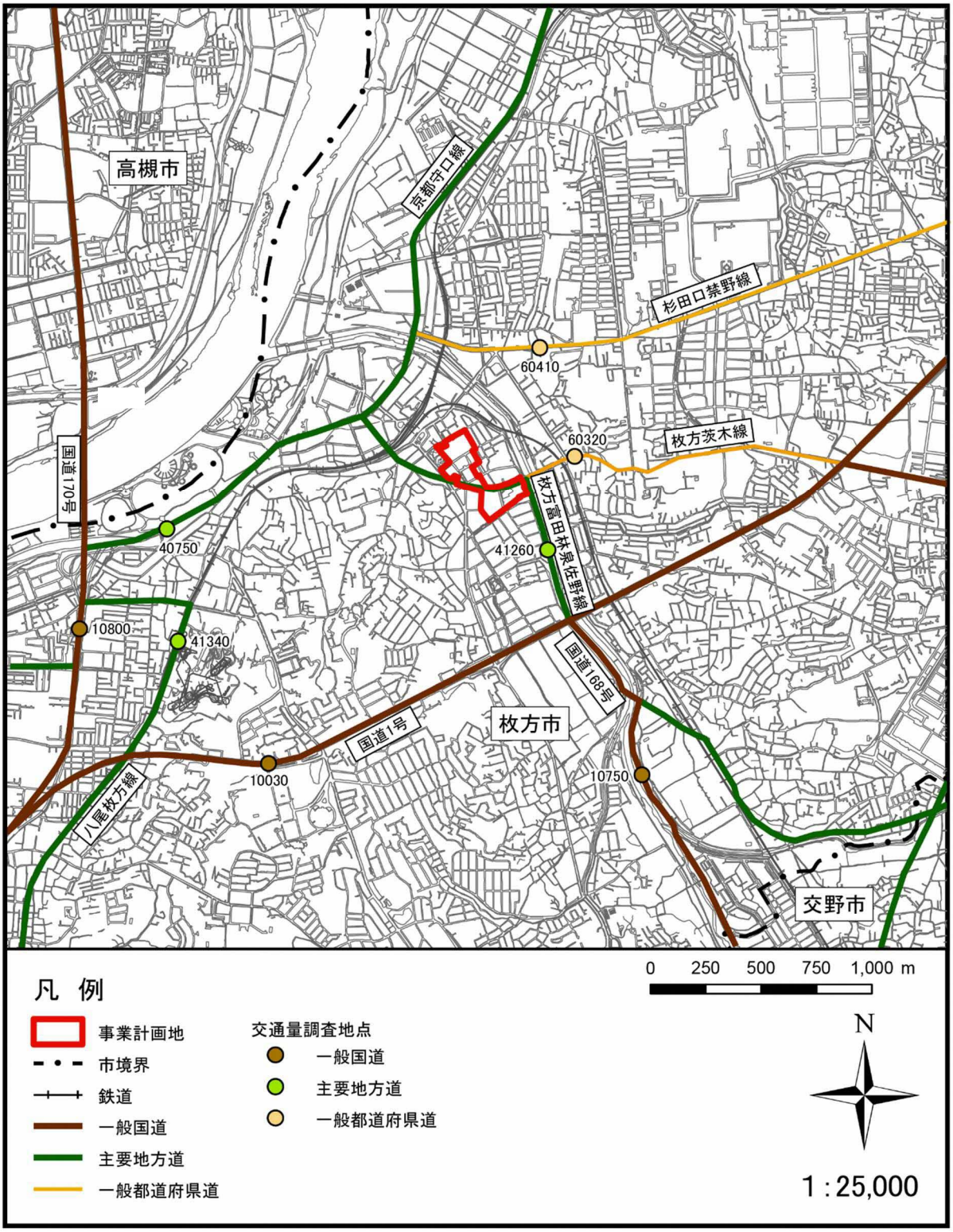
表 2.1-12　事業計画地周辺の交通量（平成 27 年度）

路線名	交通調査単位区間番号	交通量観測地点名	自動車類交通量（台）							歩行者類（台）	自転車類（台）	動力付き二輪車類（台）
			小型車			大型車			合計			
			乗用車	小型貨物車	計	バス	普通貨物車	計				
一般国道 1 号	10030	枚方市	－	－	34,621	－	－	10,921	45,542	－	－	－
一般国道 168 号	10750	枚方市村野西町	5,424	1,346	6,770	37	377	414	7,184	48	169	988
一般国道 170 号	10800	枚方市伊加賀緑町	16,609	6,291	22,900	131	4,905	5,036	27,936	525	1,595	2,291
京都守口線	40750	枚方市堤町	17,567	4,862	22,429	632	2,702	3,334	25,763	129	1,455	2,922
枚方富田林泉佐野線	41260	—	—	—	5,460（推定）	—	—	731（推定）	6,191（推定）	—	—	—
八尾枚方線	41340	枚方市枚方公園町	3,151	998	4,149	40	161	201	4,350	423	1,492	910
枚方茨木線	60320	枚方市宮之阪２丁目	8,742	1,799	10,541	456	524	980	11,521	2,376	1,487	2,423
杉田口禁野線	60410	枚方市禁野本町２丁目	7,789	1,451	9,240	718	800	1,518	10,758	4,011	1,478	2,303

備考）1.観測結果は平日昼間 12 時間（午前 7 時～19 時）の交通量を示す。
　　2.“－”は該当数字がない項目を示す。

出典）「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）（平成 27 年度)」大阪府都市整備部道路室道路整備課

注）事業計画地に隣接する区間は、枚方富田林泉佐野線（主要地方道）と枚方茨木線（一般都道府県道）の重複区間となっている。



出典）「大阪府内道路交通情勢調査自動車類(平日)交通量図」（大阪府）をもとに作成
注）事業計画地に隣接する区間は、枚方富田林泉佐野線（主要地方道）と枚方茨木線（一般都道府県道）の重複区間となっている。

図 2.1-2　事業計画地周辺の主な道路網及び交通量調査地点

(2) 鉄道

事業計画地周辺の鉄道の乗車人員は表 2.1-13、主要な鉄道網を図 2.1-3 に示す。

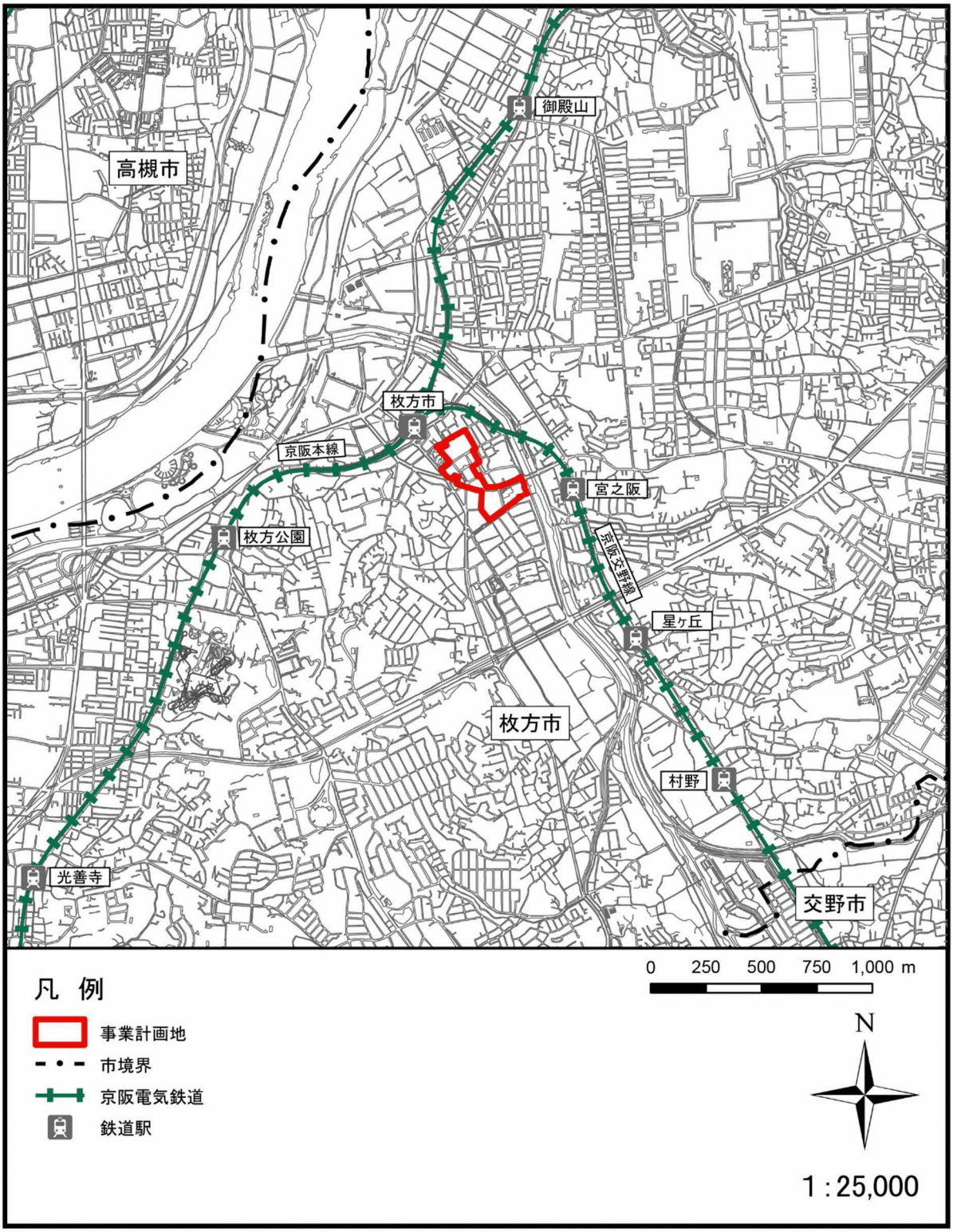
枚方市の主な公共交通網は、京阪本線、京阪交野線、JR 学研都市線の 3 路線があり、事業計画地周辺には、京阪本線枚方市駅、京阪交野線宮之阪駅がある。

令和 3 年の 1 日乗降人員は、最寄りの枚方市駅で 75,026 人、宮之阪駅は 5,411 人である。

表 2.1-13 事業計画地周辺の最寄り駅の 1 日の乗降者人員数

年次	京阪本線			京阪交野線		
	枚方市駅			宮之阪駅		
	乗車人員	降車人員	総人員	乗車人員	降車人員	総人員
平成 29 年	46,666	47,123	93,789	2,811	2,822	5,633
平成 30 年	47,415	47,959	95,374	2,956	2,862	5,818
令和元年	48,206	48,398	96,604	3,111	3,042	6,153
令和 2 年	37,655	38,119	75,774	2,809	2,785	5,594
令和 3 年	37,139	37,887	75,026	2,738	2,673	5,411

備考）京阪電気鉄道の乗降人員数は交通量調査による。
出典）「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）及び過去 4 年分の同書



出典)「国土数値情報　鉄道データ(令和２年度　第2.3版)」(国土交通省)をもとに作成

図 2.1-3　事業計画地周辺の主な鉄道網

2.1.4　土地利用

(1)　地目別面積

枚方市の地目別面積を表 2.1-14 に示す。

令和 4 年の地目別面積（民有地）の総数は、35,498 千㎡である。地目別では、枚方市は宅地が最も多く、次いで田、雑種地の順となっている。

表 2.1-14　地目別土地面積（民有地）

単位:千㎡

市	年	合計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
枚方市	平成 30 年	35,325	4,962	1,280	24,748	5	999	112	3,219
	令和元年	35,334	4,897	1,264	24,741	5	979	111	3,336
	令和 2 年	35,322	4,852	1,247	24,811	5	976	108	3,323
	令和 3 年	35,321	4,810	1,227	24,875	5	973	107	3,324
	令和 4 年	35,498	4,740	1,211	25,083	5	971	105	3,380

備考）1.数値は、各年 1 月 1 日現在で調査した値を示す。
2.各市町村保管の固定資産課税台帳に登録されている土地である。田は一般田、介在田、市街化区域田の計、畑は一般畑、介在畑、市街化区域畑の計、山林は一般山林、介在山林の計である。

出典）「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）及び過去 4 年分の同書

(2)　用途地域の指定状況

枚方市及の都市計画区域面積を表 2.1-15 に、事業計画地周辺の用途地域及び高度利用地区の分布を図 2.1-4 に示す。

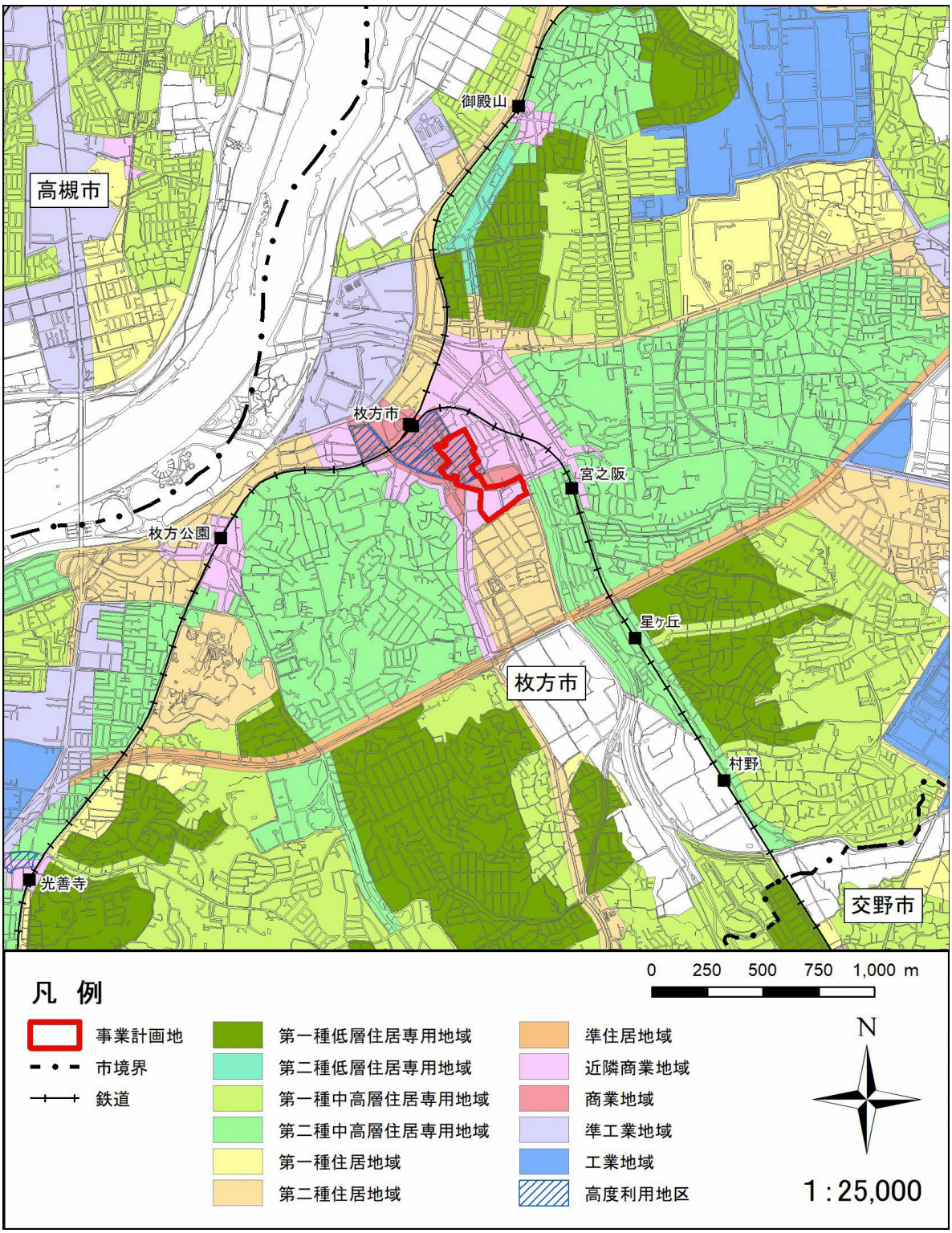
事業計画地は、全域が市街化区域となっている。なお、事業計画地は、商業地域、近隣商業地域に指定されている。また、事業計画地の北側は高度利用地区に指定されている。

表 2.1-15　用途地域の指定状況

単位：ha

地域区分		枚方市
都市計画区域		6,512
市街化区域		4,192
市街化調整区域		2,320
用途地域	総面積	4,192.4
	第一種低層住居専用地域	908.4
	第二種低層住居専用地域	91.2
	第一種中高層住居専用地域	1,334.2
	第二種中高層住居専用地域	558.3
	第一種住居地域	266.0
	第二種住居地域	201.6
	準住居地域	27.2
	近隣商業地域	111.3
	商業地域	37.1
	準工業地域	331.8
	工業地域	95.4
	工業専用地域	229.9

備考）1.数値は、令和 3 年 3 月末現在で調査した値を示す。
2.端数処理を行っているため、各用途地域の合計は整合しない場合がある。
3.都市計画区域の面積は、最新の国土地理院の行政面積より算出されたもの。
4.市街化調整区域の面積は、行政区域面積から市街化区域面積を引くなどして算出している。
出典）「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）



出典）用途地域は「国土数値情報　用途地域データ（令和元年度　第 2.1 版）」（国土交通省）、高度利用地区は「きてみてひらかたマップ」（枚方市）をもとに作成

図 2.1-4　事業計画地周辺の用途地域及び高度利用地区

2.1.5　公共施設

(1)　教育施設

令和 4 年 5 月時点で、枚方市には、幼稚園が 19 園、小学校が 45 校、中学校が 21 校、高等学校が 9 校ある。

事業計画地周辺の教育施設の分布状況を表 2.1-17、図 2.1-5 に示す。事業計画地周辺には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学が立地している。なお、事業計画地内に教育施設は立地していない。

表 2.1-16　学校数

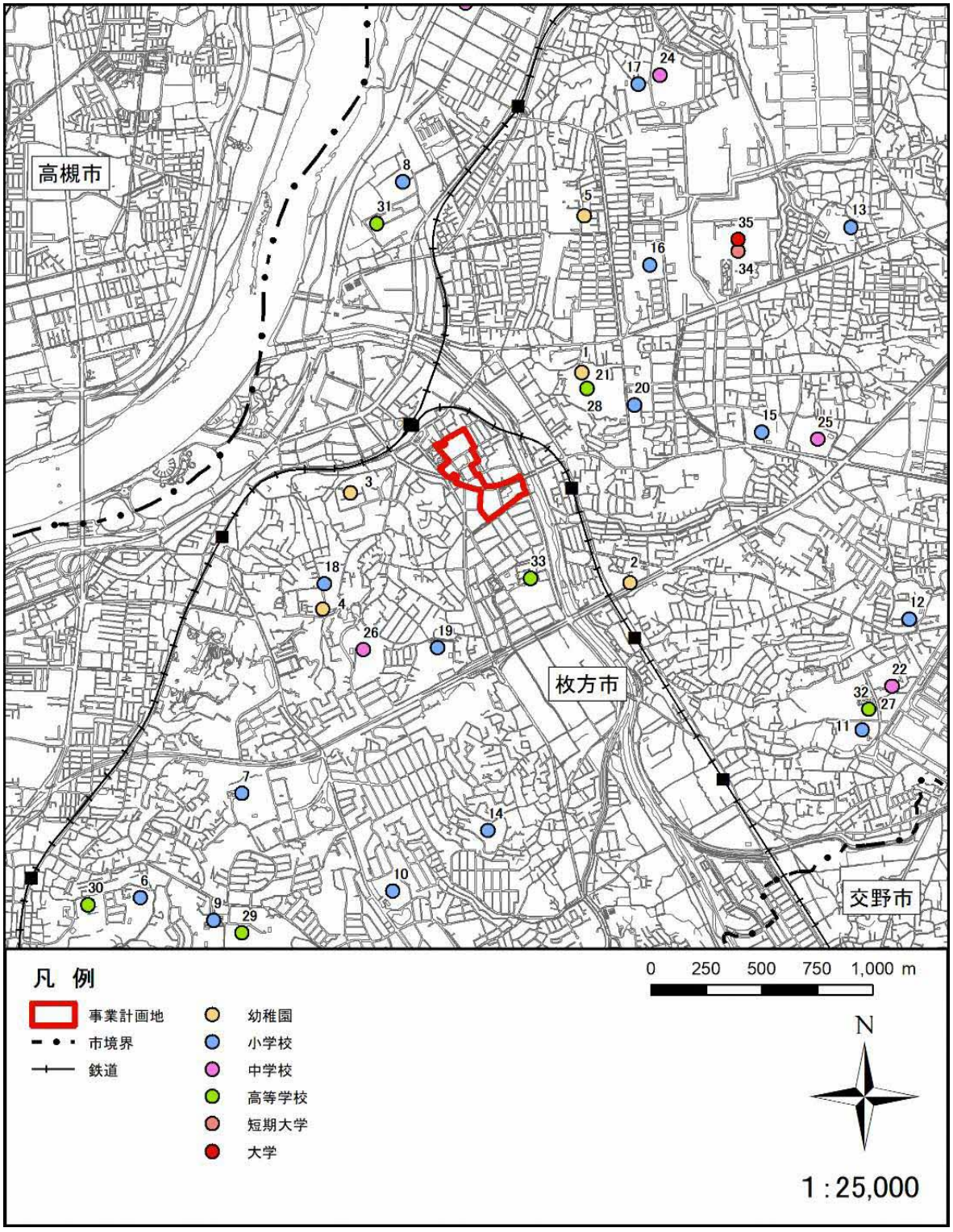
市	項目	学校数（校）	教員数（人）	児童・生徒数（人）		
				総数	男	女
枚方市	幼稚園	19	273	3,422	1,746	1,676
	認定こども園	7	204	1,754	887	867
	小学校	45	1,430	20,359	10,341	10,018
	中学校	21	766	10,622	5,476	5,146
	高等学校	9	479	7,865	4,026	3,839

備考）1.数値は、令和 4 年 5 月 1 日現在で調査した値を示す。
2.教員数は教員数の本務者のみを使用。
3.高等学校の生徒数は全日制・定時制を合計した数。
4.「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」には市町村別短期大学及び大学の学校数、学生数、教職員数のデータがないことから、上表には記載していない。

出典）「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

表 2.1-17　事業計画地周辺の学校等

項目	No.	名称	所在地
幼稚園	1	鴻池学園第二幼稚園	枚方市禁野本町 1 丁目 13-22
	2	楠京阪幼稚園	枚方市宮之阪 4 丁目 50-1
	3	うみのほし幼稚園	枚方市岡南町 3-46
	4	枚方幼稚園	枚方市枚方上之町 11-16
	5	高陵幼稚園	枚方市御殿山南町 2-5
小学校	6	さだ小学校	枚方市北中振 2-11-21
	7	さだ東小学校	枚方市翠香園町 30-1
	8	磯島小学校	枚方市磯島北町 3-1
	9	関西創価小学校	枚方市東中振 2-10-2
	10	五常小学校	枚方市香里ケ丘 6-9
	11	桜丘小学校	枚方市村野本町 30-1
	12	桜丘北小学校	枚方市星丘 4-31-1
	13	山田小学校	枚方市甲斐田町 1-27
	14	山之上小学校	枚方市山之上 1-32-1
	15	中宮小学校	枚方市中宮山戸町 22-3
	16	禁野小学校	枚方市中宮北町 4-1
	17	殿山第一小学校	枚方市上野 1-6-5
	18	枚方小学校	枚方市枚方上之町 9-21
	19	枚方第二小学校	枚方市田宮本町 11-1
	20	明倫小学校	枚方市中宮西之町 10-6
中学校	21	常翔啓光学園中学校	枚方市禁野本町 1-13-21
	22	桜丘中学校	枚方市桜丘町 65-1
	23	渚西中学校	枚方市渚西 3-25-1
	24	第一中学校	枚方市渚東町 2-1
	25	中宮中学校	枚方市堂山 1-2-6
	26	枚方中学校	枚方市西田宮町 19-1
	27	東海大学付属仰星高等学校中等部	枚方市桜丘町 60-1
高等学校	28	常翔啓光学園高等学校	枚方市禁野本町 1-13-21
	29	香里丘高等学校	枚方市東中振 2-18-1
	30	大阪市立高等学校	枚方市北中振 2-8-1
	31	枚方なぎさ高等学校	枚方市磯島元町 20-1
	32	東海大学付属仰星高等学校	枚方市桜丘町 60-1
	33	枚方高等学校	枚方市大垣内町 3-16-1
短期大学	34	関西外国語大学短期大学部	枚方市中宮東之町 16-1
大学	35	関西外国語大学	枚方市中宮東之町 16-1



出典）「教育・学校」（枚方市ホームページ、閲覧日：令和５年３月１日）をもとに作成

図 2.1-5　事業計画地周辺の学校等

(2) 公園・緑地

令和 2 年度時点で、枚方市に開設された都市計画公園・緑地は 88 ヶ所ある。事業計画地周辺の公園等の分布状況は表 2.1-19、図 2.1-6 に示す。

事業計画地周辺には、岡東中央公園等がある。

表 2.1-18 都市計画公園等（令和 2 年度）

市	項目	都市計画公園 緑地開設公園	都市計画公園以外 開設公園	開設公園 合計
枚方市	箇所数	88	426	514
	面積(ha)	186.71	35.96	222.67

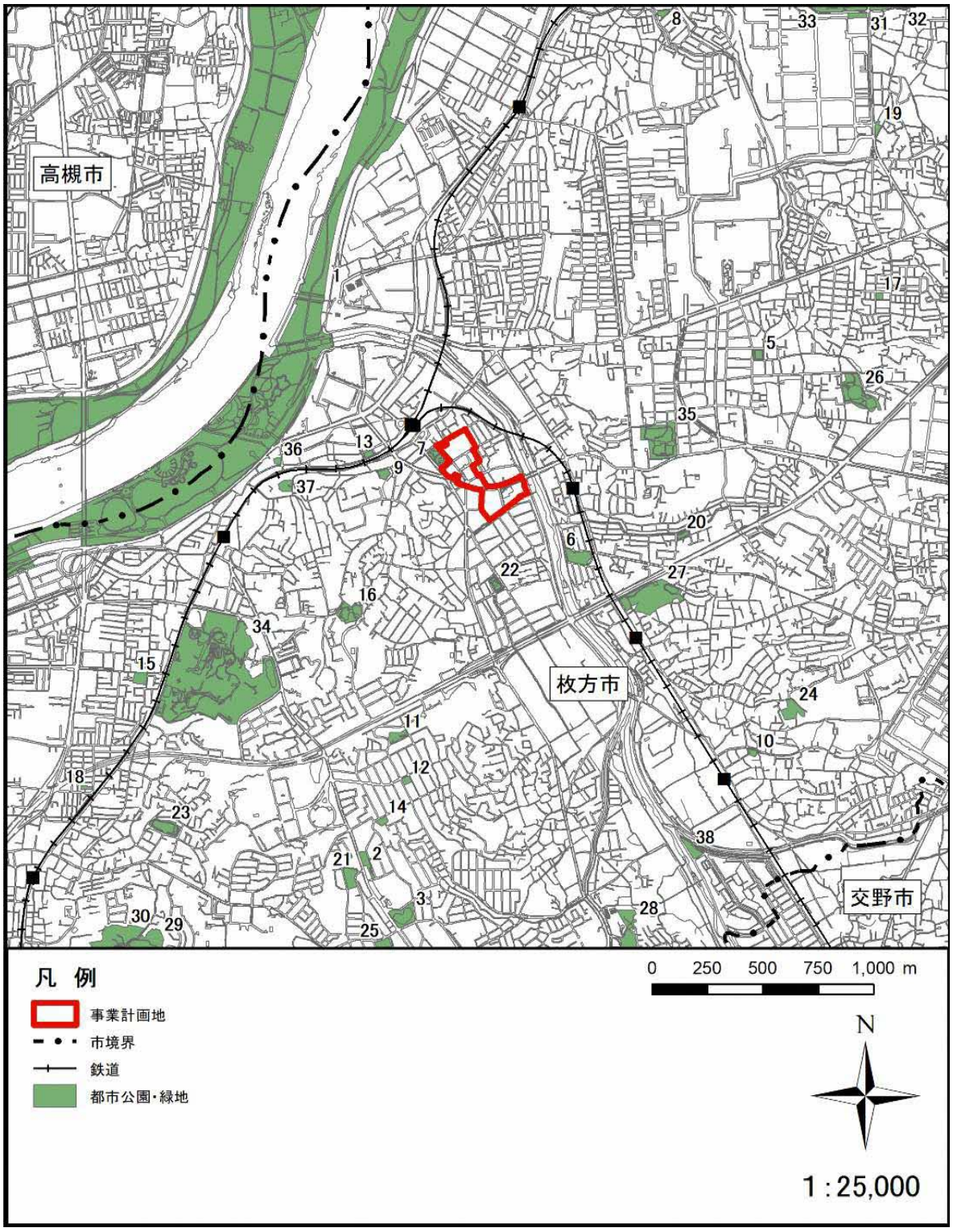
備考）国営の淀川河川公園（計画 223.2ha・開設 48.3ha）と府営山田池公園（計画 75.8ha・開設 73.7ha）を含む。

出典）「第 51 回枚方市統計書（令和 3 年度版）」（令和 4 年 5 月、枚方市）

表 2.1-19 事業計画地周辺の公園・緑地等

No.	名称	No.	名称
1	淀川河川公園	20	宮之阪東公園
2	五常公園	21	伊加賀山公園
3	以楽公園	22	あんご公園
4	桜公園	23	翠香園ふれあい公園
5	中宮公園	24	印田町ふれあい公園
6	禁野車塚公園	25	北谷公園
7	岡東中央公園	26	堂山公園
8	渚公園	27	星ヶ丘公園
9	岡東公園	28	桑ヶ谷公園
10	村野公園	29	中振中央公園
11	さつき丘北公園	30	中振中央公園
12	さつき丘中央公園	31	車塚公園
13	岡本町公園	32	車塚公園
14	さつき丘南公園	33	車塚公園
15	伊加賀栄公園	34	枚方公園
16	坊主池公園	35	百済寺跡公園
17	須山中央公園	36	三矢公園
18	走谷公園	37	御茶屋御殿展望広場
19	甲斐田公園	38	村野南町公園

出典）「枚方市提供資料（公園、緑地）」（令和 3 年度）



出典）「枚方市提供資料（公園、緑地）」（令和３年度）をもとに作成

図 2.1-6　事業計画地周辺の公園・緑地等

(3) 医療施設

令和 3 年 10 月時点で、枚方市には、病院が 23 ヶ所、一般診療所が 288 ヶ所、歯科診療所が 209 ヶ所ある。事業計画地周辺の医療施設の分布状況を表 2.1-21、図 2.1-7 に示す。事業計画地内には、枚方休日急病診療所、枚方市保健所、ウエバ歯科医院が立地している。

表 2.1-20 医療施設数

市	病院		一般診療所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	
枚方市	23	5,169	288	154	209

備考）数値は、令和 3 年 10 月 1 日現在で調査した値を示す。
出典）「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

表 2.1-21(1) 事業計画地周辺の医療施設（病院・一般診療所）

No.	名称	住所
1	(独)地域医療機能推進機構星ヶ丘医療センター	枚方市星丘 4-8-1
2	(医)有恵会香里ヶ丘有恵会病院	枚方市宮之下町 7-10
3	(医)友隣会協立病院	枚方市伊加賀東町 2-21
4	(医)昭征会坂野病院	枚方市中宮本町 4-5
5	関西医科大学附属枚方病院	枚方市新町 2-3-1
6	石田病院	枚方市岡東町 15-25
7	(医)毅峰会吉田病院	枚方市北中振 3-8-14
8	大阪府立精神医療センター	枚方市宮之阪 3-16-21
9	福田総合病院	枚方市渚西 1-18-11
10	(医)北辰会有澤総合病院	枚方市中宮東之町 12-14
11	市立ひらかた病院	枚方市禁野本町 2-14-1
12	枚方市立幼児療育園付属診療所	枚方市三矢町 4-10
13	(医)医星会おくだ医院	枚方市星丘 3-26-26
14	ほうらいクリニック	枚方市中宮西之町 15-18-201
15	(医)草野レントゲン診療所	枚方市朝日丘町 2-10
16	(株)クボタ枚方製造所診療所	枚方市中宮大池 1-1-1
17	(医)城青会城クリニック	枚方市都丘町 3-11
18	(医)博成会北村外科内科	枚方市宮之阪 2-17-6
19	米井医院	枚方市宮之阪 1-12-13
20	田縁医院	枚方市山之上 5-24-5
21	諏訪外科	枚方市交北 1-22-11
22	(医)田中外科	枚方市中宮本町 17-10
23	富沢産婦人科こどもクリニック	枚方市西禁野 2-8-9
24	枚方休日急病診療所	枚方市大垣内町 2-9-19
25	(医)牧石医院	枚方市香里ケ丘 6-5-1
26	(医)林耳鼻咽喉科	枚方市岡東町 12-1-410
27	(医)榮樂会榮樂クリニック	枚方市岡東町 12-1-409 ひらかたサンプラザ 1 号館 409
28	(医)光瞳会田中眼科医院	枚方市禁野本町 1-2-38
29	稲垣医院	枚方市大垣内町 1-1-5
30	パナソニック(株)健康管理室	枚方市菊丘南町 2-10
31	竹尾クリニック	枚方市岡東町 14-1
32	(医)田中内科	枚方市岡東町 14-21
33	立岩医院	枚方市東中振 1-62-15

表 2.1-21(2)　事業計画地周辺の医療施設（病院・一般診療所）

No.	名称	住所
34	(医)谷掛脳神経外科	枚方市岡東町 15-10
35	(医)川島医院	枚方市山ノ上西町 28-26
36	(医)梶野クリニック	枚方市堤町 3-9
37	(医)医生会木村内科	枚方市北中振 3-18-17
38	(医)浜田医院	枚方市東中振 1-1-2
39	枚方市立保健センター	枚方市禁野本町 2-13-13
40	柿木皮膚科	枚方市菊丘南町 3-8
41	(医)水野眼科	枚方市北中振 1-18-17 ハイオークヒル 1 階
42	井上耳鼻咽喉科	枚方市禁野本町 1-16-5-201
43	(医)健心会松波整形外科	枚方市西禁野 2-2-2
44	(医)横山診療所	枚方市大垣内町 1-3-1 マインドビル 3 階
45	(医)丸岡医院	枚方市村野本町 6-13
46	西本クリニック	枚方市大垣内町 3-7-3
47	(医)浜田整形外科クリニック	枚方市伊加賀北町 5-20 ファーストピア枚方 1 階
48	吉田医院	枚方市伊加賀南町 5-4
49	(医)飯島医院	枚方市都丘町 5-1 キャピタルビル 1 階
50	池田耳鼻咽喉科	枚方市都丘町 5-1 キャピタルビル 2 階 201
51	大阪府赤十字血液センター枚方出張所	枚方市岡東町 19-1
52	(医)健心会藤本内科	枚方市山之上東町 7-15
53	田ノ口診療所	枚方市田口 1-22-11
54	きぬがわ眼科	枚方市岡東町 18-21 枚方三和ビル 4 階
55	(医)誠和会浅田整形外科	枚方市藤田町 3-47-101
56	(医)誠和会浅田医院	枚方市藤田町 3-47-102
57	中島レディースクリニック	枚方市岡東町 14-48 山口ビル 4 階
58	京阪電鉄枚方診療所	枚方市岡東町 25-9
59	室井医院	枚方市禁野本町 1-8-35
60	(医)田崎内科	枚方市村野本町 7-22
61	(医)星丘会泌尿器科山田クリニック	枚方市中宮西之町 15-18-101
62	山岸眼科	枚方市岡東町 5-23 アーバンエース枚方ビル 3 階
63	くぎぬき医院	枚方市岡東町 18-23
64	野口クリニック	枚方市松丘町 11-9
65	(医)大潤会よしだ医院	枚方市磯島元町 16-16
66	(医)愛成会愛成クリニック	枚方市山之上西町 32-15
67	かんだクリニック	枚方市北中振 3-21-2 光善寺駅前ビル 2 階
68	片村クリニック	枚方市大垣内町 2-17-13 枚方洛元ビル 2 階
69	(医)優和会関根医院	枚方市山之上 4-1-1
70	(医)大潤会みやのさか整形外科	枚方市宮之阪 3-7-10
71	矢倉医院	枚方市宮之阪 3-13-26
72	(医)朋星会北村クリニック	枚方市星丘 2-14-31 ビュースターOSHIMA1 階
73	磯谷内科	枚方市岡東町 14-40 トムソーヤビル 2 階
74	うにし小児科	枚方市岡東町 3-7
75	(医)こぐま会くまざわ耳鼻咽喉科、気管食道科	枚方市岡東町 14-48 やまぐちビル 3 階
76	(医)泰仁会森川クリニック	枚方市伊加賀東町 5-3 ラ・コート・ドール 101
77	(医)蘇桂会渡辺医院	枚方市西禁野 1-3-10
78	広瀬医院	枚方市星丘 3-8-12

表 2.1-21(3)　事業計画地周辺の医療施設（病院・一般診療所）

No.	名称	住所
79	御殿山カーム診療所	枚方市渚西 2-7-30
80	(医)康成会大星クリニック	枚方市中宮本町 7-15
81	(医)仁医会染矢クリニック	枚方市山之上 2-9-24
82	天の川レディースクリニック	枚方市大垣内町 2-17-13 枚方洛元ビル 3 4 階
83	(医)誠友会森口耳鼻咽喉科	枚方市北中振 1-16-8
84	李クリニック	枚方市星ヶ丘 2-14-26
85	一色クリニック	枚方市宮之阪 2-3-9
86	(医)前田眼科	枚方市岡東町 12-1-408
87	(医)おぐら皮フ科	枚方市北中振 3-20-36 秋山ビル 102
88	(医)亀寿会亀岡内科	枚方市西禁野 2-2-28 第一黒川ビル 1 階
89	(医)すずらん会阪口医院	枚方市三矢町 8-24
90	(医)貴和会奥田クリニック	枚方市新町 1-7-7
91	(医)敬節会敬節クリニック	枚方市岡東町 12-3-402
92	(医)弘星会中川医院	枚方市星丘 3-16-15
93	上田クリニック	枚方市宮之阪 3-6-31 宮之阪駅前ビル 1 階
94	松村クリニック	枚方市岡東町 13-22 ウィステリア枚方ビル 6 階
95	片瀬医院	枚方市西禁野 2-17-14
96	山之上ほりうちこどもクリニック	枚方市山之上 4-5-1
97	中町眼科	枚方市伊加賀北町 7-52 クオーレ枚方公園 103
98	耳鼻咽喉科いとうクリニック	枚方市伊加賀北町 7-52 クオーレ枚方公園 301
99	(医)貴和会枚方公園前クリニック	枚方市伊加賀北町 7-52-101
100	(医)慈明会こうやま眼科	枚方市宮之阪 3-6-31 宮之阪駅前ビル 2 階
101	山田メディカルクリニック	枚方市岡東町 18-15 藤白・戎ビル 3 階
102	ますい心療内科	枚方市大垣内町 2-6-5 松下ビル 4 階
103	(医)祥風会都丘みどりクリニック	枚方市都丘町 38-5
104	北河内夜間救急センター	枚方市禁野本町 2-13-13
105	小松製作所大阪工場健康管理室	枚方市上野 3-1-1
106	やすだメンタルクリニック	枚方市岡東町 14-43 田口ビル 6 階
107	(医)整流会みやしまリウマチ整形外科クリニック	枚方市北中振 3-23-15
108	とごう皮フ科形成外科クリニック	枚方市岡東町 18-15 藤白・戎ビル 4 階
109	渚クリニック	枚方市渚南町 25-12
110	セレナ美容外科	枚方市岡本町 4-1 ナンコービル 3・4 階
111	(医)南眼科	枚方市渚南町 24-12
112	(医)おがた小児科	枚方市伊加賀南町 5-4
113	あきせウィメンズクリニック	枚方市田宮本町 9-45
114	ボーボット・メディカル・クリニック	枚方市岡東町 12-1-402･403 ひらかたサンプラザ 1 号館 4 階
115	(医)美喜有会枚方ソレイスクリニック	枚方市川原町 11-18
116	山中診療所	枚方市岡東町 12-1-406 ひらかたサンプラザ 1 号館 4 階
117	(医)友善会ともだクリニック	枚方市北中振 1-22-3
118	のぞみの杜診療所	枚方市東中振 2-17-13
119	枚方市保健所	枚方市大垣内町 2-2-2
120	(医)慈明会香里ケ丘眼科	枚方市香里ケ丘 6-8
121	香里ケ丘大谷ハートクリニック	枚方市香里ケ丘 6-8

表 2.1-21(5)　事業計画地周辺の医療施設（歯科）

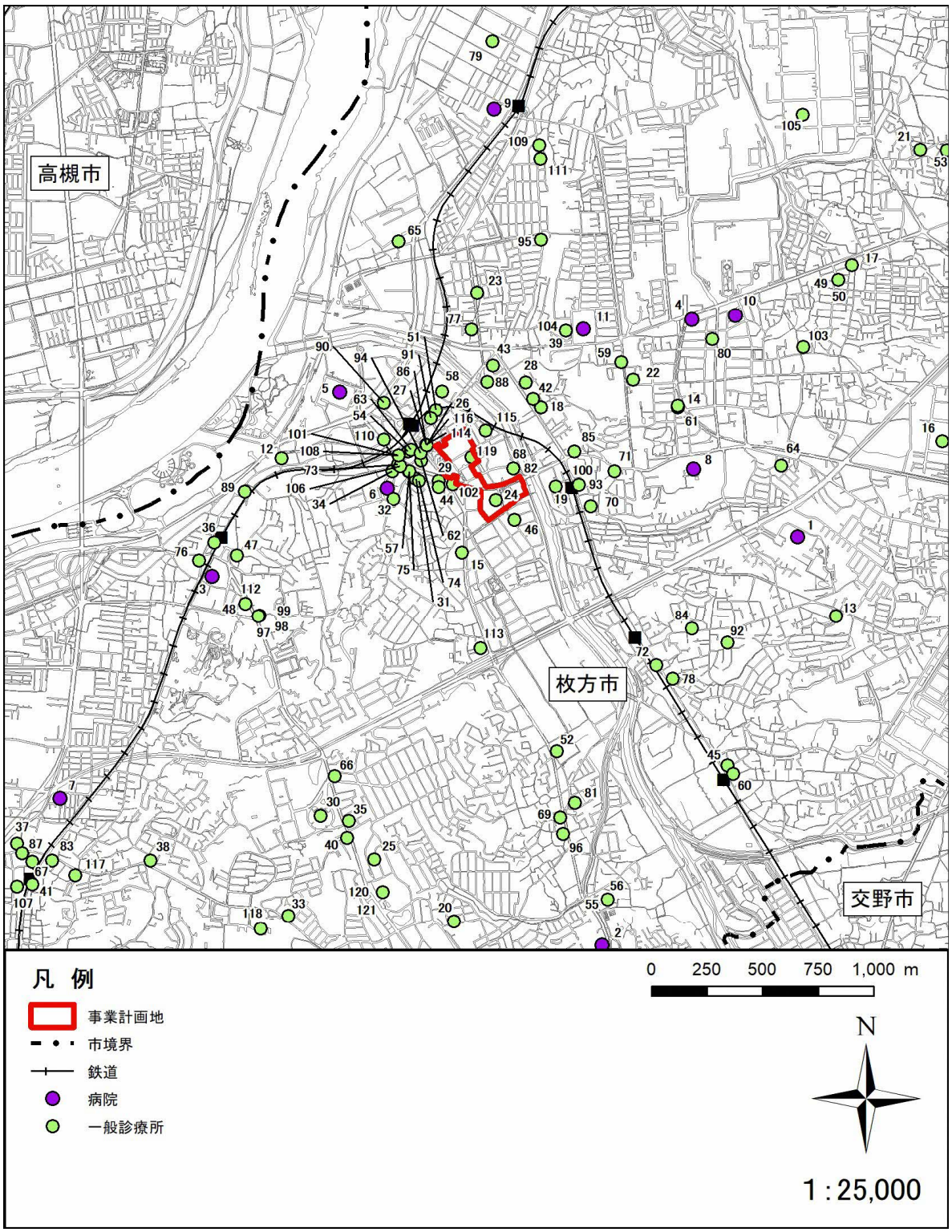
No.	名称	住所
1	光井歯科診療所	枚方市伊加賀東町 1-5
2	(医)育歯会フカオ歯科クリニック	枚方市岡東町 14-44 井田ビル 2 階
3	寺嶋歯科医院	枚方市岡東町 15-21
4	干潟歯科医院	枚方市岡東町 11-12
5	南歯科医院	枚方市新町 1-2-2
6	芦田歯科医院	枚方市北中振 3-23-2
7	伊庭歯科医院	枚方市北中振 1-19-16
8	木村歯科医院	枚方市岡東町 17-3
9	村上歯科医院	枚方市中宮本町 11-6
10	大谷歯科医院	枚方市御殿山町 5-32
11	森本歯科医院	枚方市伊加賀東町 2-41
12	岡本歯科医院	枚方市山之上 5-26-9
13	南歯科医院	枚方市岡東町 22-5
14	樋下歯科医院	枚方市御殿山町 1-1　3 階
15	斉藤歯科	枚方市岡東町 12-3-101 ひらかたサンプラザ 3 号館 1 階
16	御領歯科	枚方市西田宮町 2-16
17	植木歯科医院	枚方市岡東町 12-1-407 ひらかたサンプラザ 1 号館 4 階
18	平井歯科医院	枚方市山之上西町 31-6
19	大野歯科医院	枚方市岡本町 2-23
20	礒野歯科医院	枚方市渚南町 29-18
21	(医)本多歯科	枚方市宮之坂 2-1-5
22	市岡歯科医院	枚方市東中振 1-65-24
23	平林歯科医院	枚方市甲斐田町 14-25
24	濱口歯科医院	枚方市渚本町 5-24
25	(医)小北歯科	枚方市大垣内町 2-7-16 小北ビル 1 階
26	桜井歯科医院	枚方市堤町 3-7 楠ビル 2 階
27	芦原歯科診療所	枚方市星丘 2-14-22
28	ウエバ歯科医院	枚方市大垣内町 2-8-8 マイテイビル 3 階
29	岸本歯科医院	枚方市山之上 1-2-11
30	陰山歯科医院	枚方市岡山手町 5-18
31	にのまる歯科	枚方市岡本町 11-7
32	岡歯科医院	枚方市都丘町 12-10
33	玉井歯科医院	枚方市禁野本町 1-2-1 玉井ビル 2 階
34	小西歯科医院	枚方市村野東町 44-2 グリーンプラザ 101
35	水野歯科	枚方市大垣内 1-1-3 坂本ビル 1 階
36	中川歯科医院	枚方市中宮東之町 17-17
37	ながた歯科医院	枚方市宮之阪 2-17-1 ハーベスト藤井 1 階
38	辻坂歯科医院	枚方市北中振 3-21-2 光善寺駅前ビル 2 階
39	キタ歯科	枚方市星丘 3-23-14 エンジエリ星丘 1 階
40	長谷歯科医院	枚方市村野本町 14-33-11、12
41	おおぬき歯科	枚方市宮之下町 17-38
42	四宮歯科クリニック	枚方市北中振 1-10-21-101 グリーンビル光善寺 1 階
43	しのはら歯科医院	枚方市朝日丘町 4-9
44	銭谷歯科医院	枚方市印田町 39-20
45	かどかわ歯科医院	枚方市堂山 1-10-15-101
46	桑原歯科医院	枚方市渚西 1-17-7

表 2.1-21(6)　事業計画地周辺の医療施設（歯科）

No.	名称	住所
47	おきむら歯科	枚方市池之宮 2-6-11 ルミエール池之宮 1 階 101
48	渡辺歯科医院	枚方市渚南町 24-33
49	山口歯科クリニック	枚方市東中振 2-11-12 ローズマンション 107
50	秋山歯科クリニック	枚方市北中振 3-20-36 秋山ビル 1 階
51	いしまる歯科	枚方市西禁野 1-4-4-101
52	原歯科	枚方市伊加賀西町 32-60
53	いわた歯科医院	枚方市伊加賀西町 78-12
54	村上歯科医院	枚方市星丘 3-4-11
55	(医)中西歯科医院	枚方市宮之下町 14-13
56	くぼ歯科クリニック	枚方市宮之阪 1-9-36
57	かとう歯科	枚方市須山町 18-8
58	(医)宮園歯科医院	枚方市須山町 27-10
59	まつうら歯科	枚方市渚西 2-32-6 レジデンス松栄 1-103
60	辻村矯正歯科	枚方市岡本町 3-4 NSsquare 3 階
61	富田歯科医院	枚方市宮之坂 3-1-30
62	あらい歯科	枚方市走谷 1-11-12 ヴィラ・アロー1 階
63	和田歯科医院	枚方市北中振 3-20-28
64	(医)むかい歯科	枚方市中宮山戸町 15-53
65	(医)玉村歯科医院	枚方市枚方上之町 11-29 リレイション中谷 1 階
66	デンタルクリニックイマホリ	枚方市中宮西之町 24-18
67	青島歯科クリニック	枚方市伊加賀南町 2-8
68	川端歯科医院	枚方市宮之阪 3-6-31 宮之阪駅前ビル 3 階
69	しおたに歯科クリニック	枚方市伊加賀北町 7-52-401 クオーレ枚方公園 4 階
70	せがわ歯科医院	枚方市東中振 1-7-10
71	内海歯科医院	枚方市山之上西町 28-25
72	やまざき歯科	枚方市東中振 2-8-25
73	(医)顕樹会本田歯科枚方クリニック	枚方市大垣内町 1-3-1 マインドビル 101
74	ひがき歯科クリニック	枚方市御殿山町 16-1
75	(医)こうろ歯科	枚方市東田宮 1-11-30-102 田中ビル 1 階
76	(医)明愛会きたやま歯科クリニック	枚方市宮之下町 7-5 オクヨシビル 2 階
77	(医)謙信会おおにし歯科クリニック	枚方市岡東町 13-22 ウィステリア枚方ビル 3 階
78	(医)河津歯科医院	枚方市中宮西之町 1-5
79	さかた歯科クリニック	枚方市印田町 9-38
80	永田歯科医院	枚方市宮之阪 3-3-3
81	紺田歯科医院	枚方市岡本町 4-23
82	さかい歯科	枚方市中宮北町 2-22
83	金森歯科医院	枚方市渚南町 24-17
84	寺井歯科医院	枚方市西禁野 2-5-24 エルロート有馬 101
85	(医)博成会きたむら歯科医院	枚方市田口 1-10-39
86	かなもり歯科クリニック	枚方市岡東町 12-1-401 ひらかたサンプラザ 1 号館 4 階
87	なかしま歯科医院	枚方市岡東町 18-15 藤白・戎ビル 3 階
88	山本歯科医院	枚方市禁野本町 1-8-25
89	(医)育侑会花野歯科	枚方市山之上 4-2-3
90	(医)光惠会ひかり歯科クリニック	枚方市岡本町 7-1
91	ひかり歯科	枚方市北中振 3-20-6　1 階 13 号室

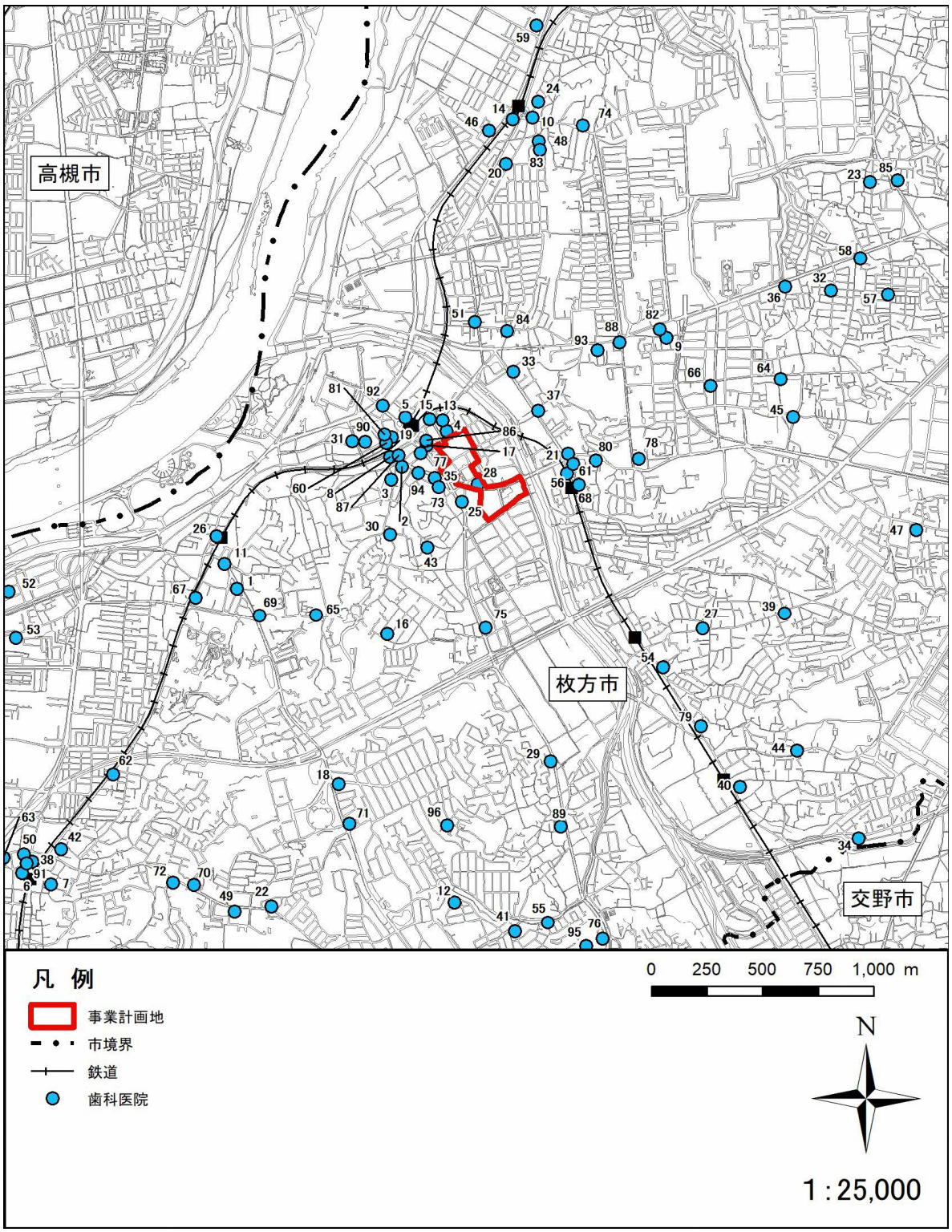
表 2.1-21(7)　事業計画地周辺の医療施設（歯科）

No.	名称	住所
92	ながた矯正歯科	枚方市新町 1-7-4 S TORK　BLDG 枚方 2 階
93	枚方休日歯科急病診療所	枚方市禁野本町 2-13-13 枚方市立保健センター内 1 階
94	福住矯正歯科	枚方市岡東町 4-8 ムッシュビル 201
95	(医)孝奏会なかじま歯科クリニック	枚方市宮之下町 7-22 ABC センター1 階
96	すみれ歯科クリニック	枚方市山之上 1-27-5



出典）「国土数値情報　医療機関データ（令和２年度）」（国土交通省）をもとに作成

図 2.1-7(1)　事業計画地周辺の医療施設（病院、一般診療所）



出典）「国土数値情報　医療機関データ（令和２年度）」（国土交通省）をもとに作成

図 2.1-7(2)　事業計画地周辺の医療施設（歯科医院）

(4) 福祉施設

令和 5 年 3 月時点で、枚方市には認可保育所(園)が 53 園ある。

事業計画地周辺の福祉施設の分布状況を表 2.1-22、図 2.1-8 に示す。

事業計画地内には、枚方市障害者就業・生活支援センターが立地している。

表 2.1-22(1) 事業計画地周辺の福祉施設

No.	名称	所在地
1	地域密着型特別養護老人ホームなぎさカーム	枚方市渚西 1-24-1
2	特別養護老人ホーム御殿山カーム	枚方市渚西 2-7-30
3	パナソニックエイジフリーケアセンター枚方	枚方市中宮西之町 4-15
4	サテライトいこいの里	枚方市中宮東之町 8-15
5	特別養護老人ホーム短期入所のぞみの杜	枚方市東中振 2-17-13
6	小規模特別養護老人ホーム短期入所のぞみ	枚方市堂山 1-39-1
7	四天王寺松風荘	枚方市星ヶ丘 3-17-1
8	枚方市立老人福祉センター　楽寿荘	枚方市北中振 2-3-44
9	クロスロード	枚方市川原町 9-4
10	パーソナルサポートひらかた	枚方市中宮山戸町 10-12-105
11	地域活動支援センター　ランチショップ陽だまり	枚方市田口 1-3-2
12	ロイヤル保育園枚方公園	枚方市伊加賀東町 6-11
13	ひまわり保育園	枚方市伊加賀南町 6-10
14	市立ひらかた子ども発達支援センター	枚方市磯島北町 3-2
15	いまここ保育園	枚方市岡東町 18-23
16	自閉症療育センター	枚方市岡東町 24-10
17	認定こども園うみのほし幼稚園	枚方市岡南町 3-46
18	常称寺枚方駅前保育園	枚方市岡本町 7-1-107
19	みんなのビィーゴほいくえん	枚方市岡本町 7-1
20	大阪精神医療センターたんぽぽ	枚方市宮之阪 3-16-21
21	樹保育所宮之阪園	枚方市宮之阪 3-5-55
22	認定こども園鴻池学園第二幼稚園	枚方市禁野本町 1-13-22
23	こうりょう小規模保育施設	枚方市御殿山南町 2-5
24	愛和保育園	枚方市桜町 2-4
25	はなまる保育園　山之上	枚方市山之上北町 5-2-201
26	カナデ保育園	枚方市村野西町 4-21
27	おおがいと小規模保育施設（令和 5 年 3 月末で閉園）	枚方市大垣内町 2-9-33
28	企業主導型保育園　いろは保育園	枚方市中宮北町 2-18
29	はなまる保育園　田口	枚方市田口 1-19-3
30	ひよこ保育園	枚方市都丘町 19-19
31	小規模保育園のはらうた	枚方市都丘町 6-9
32	ひかり保育園	枚方市東中振 1-19-25-101
33	さだ小規模保育施設	枚方市東中振 2-1783-1
34	B.E.アカデミー	枚方市東田宮 1-11-1
35	大阪体操クラブ　スポーツ学園	枚方市東田宮 1-7-10
36	だいいちキッズルーム枚方園	枚方市藤田町 3-30
37	アップル保育園	枚方市北中振 1-21-2
38	さだ保育園	枚方市北中振 2-3-47
39	はなまる保育園　枚方公園	枚方市枚方元町 8-19
40	ひらかた小規模保育施設	枚方市枚方上之町 11-16
41	枚方市立禁野保育所	枚方市中宮北町 1-2
42	枚方市立桜丘北保育所	枚方市桜丘町 20-1
43	中宮まぶね保育園	枚方市中宮山戸町 15-1
44	枚方市立渚西保育所	枚方市渚西 2-21-1
45	渚ゆりかご保育園	枚方市渚元町 9-17
46	走谷ちどり保育園	枚方市走谷 1-1-10
47	枚方市立枚方保育所	枚方市東田宮 1-2-5

表 2.1-22(2)　事業計画地周辺の福祉施設

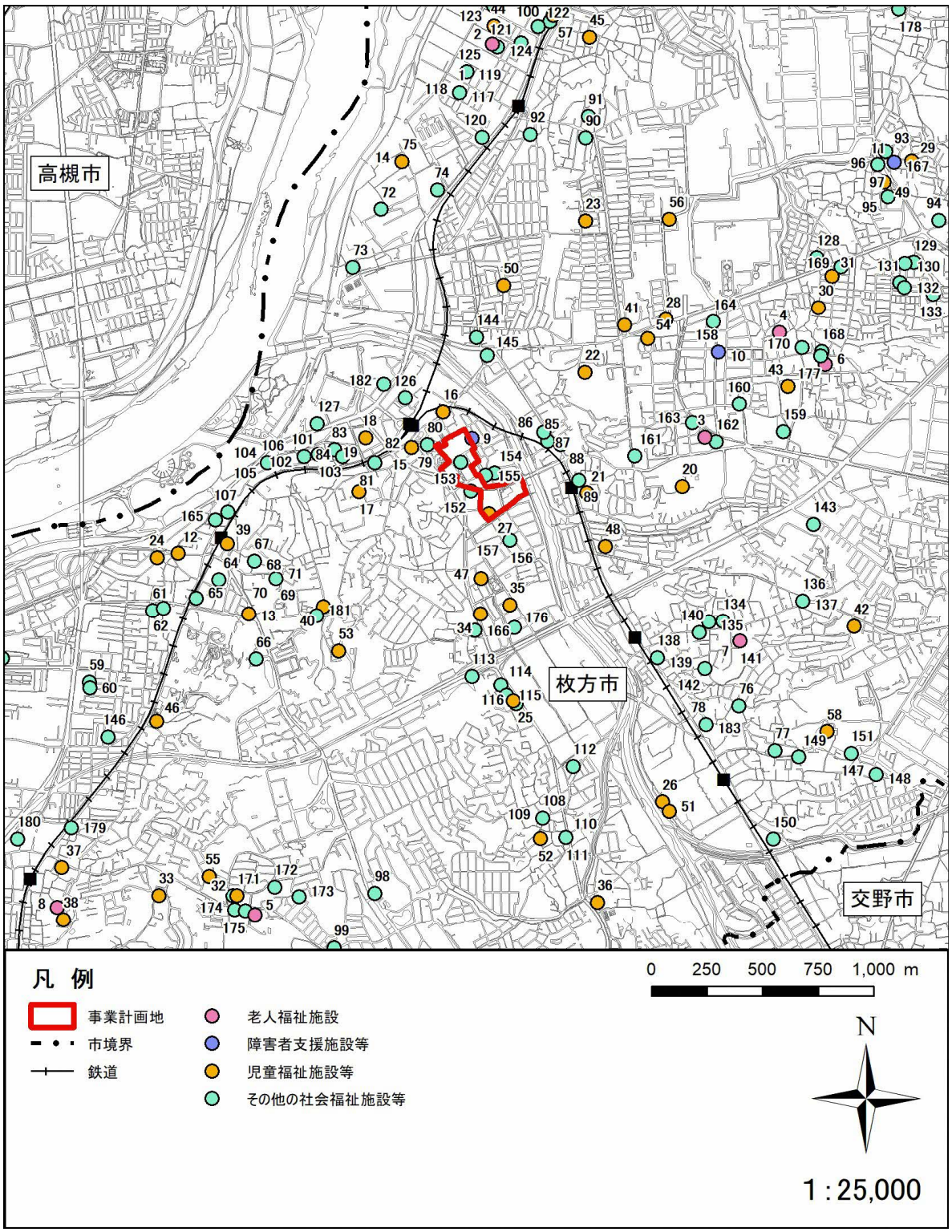
No.	名称	所在地
48	宮之阪サクラ保育園	枚方市宮之阪 4-8-8
49	枚方市立山田保育所	枚方市甲斐田東町 31-2
50	天の川保育園	枚方市西禁野 2-34-1
51	ギンガ保育園	枚方市村野西町 4-11
52	常称寺保育園	枚方市山之上 4-4-14
53	鷹塚山保育園	枚方市高塚町 3-8
54	つくし保育園	枚方市中宮本町 1-29
55	中振敬愛保育所	枚方市東中振 1-12-1
56	枚方たんぽぽ保育園	枚方市中宮北町 10-14
57	さくらインターナショナルスクール枚方校	枚方市三栗 1-1-17
58	村野保育園	枚方市村野本町 29-2
59	ネクスト枚方	枚方市伊加賀栄町 15-30
60	ナーシングホームアイエス	枚方市伊加賀栄町 15-34
61	癒しの森	枚方市伊加賀寿町 17-12
62	住宅型有料老人ホーム　幸　枚方公園	枚方市伊加賀寿町 17-22
63	あかり	枚方市伊加賀西町 73-8
64	介護付有料老人ホーム友隣園	枚方市伊加賀東町 2-17
65	ステップライフ	枚方市伊加賀南町 2-8
66	アンブラッセ枚方公園	枚方市伊加賀南町 9-25
67	デイサービスセンターかがやき	枚方市伊加賀北町 4-3
68	パークサイド輝	枚方市伊加賀北町 4-3
69	デイサービスセンターひびき	枚方市伊加賀北町 7-89
70	健美道枚方	枚方市伊加賀北町 7-89
71	ポジティブリーケア枚方公園	枚方市伊加賀北町 7-89
72	ワークショップ虹	枚方市磯島元町 21-10
73	グループホームやまびこ	枚方市磯島元町 9-10
74	障がい者複合施設いそしまカーム	枚方市磯島北町 29-15
75	市立ひらかた子ども発達支援センター	枚方市磯島北町 3-2
76	有料老人ホームふる郷	枚方市印田町 13-5
77	ぐっどケア Lu-Na	枚方市印田町 39-3
78	エイジフリー・ライフ星が丘	枚方市印田町 9-60
79	LITALICO ワークス枚方	枚方市岡東町 12-1
80	枚方市地域就労支援センター	枚方市岡東町 12-1-502
81	枚方市地域包括支援センターみどり	枚方市岡東町 17-31-201
82	グリーンズ枚方	枚方市岡東町 18-23
83	ケア・キューブ枚方	枚方市岡本町 10-25
84	アミーゴ	枚方市岡本町 8-12
85	住宅型有料老人ホームメゾンドゥクール枚方宮之阪	枚方市宮之阪 1-20-7
86	クオリア枚方	枚方市宮之阪 1-22-10
87	相談支援事業所クオリア	枚方市宮之阪 1-22-10
88	枚方市地域包括支援センター松徳会	枚方市宮之阪 2-2-2
89	さくら事業所	枚方市宮之阪 3-6-3-101
90	御殿山レジデンス 2	枚方市御殿山町 14-21
91	御殿山レジデンス	枚方市御殿山町 16-4
92	日中一時あすなろ	枚方市御殿山町 6-19
93	住宅型有料老人ホームケアスペース交北	枚方市交北 1-1-1
94	ライフリゾート枚方	枚方市甲斐田東町 12-12
95	ウイールズ	枚方市甲斐田東町 28-5
96	さかのデイサービスセンターほほえみ	枚方市甲斐田東町 34-33
97	かいだの郷	枚方市甲斐田東町 34-33
98	そうごうケアホーム香里ケ丘	枚方市香里ヶ丘 6-8
99	グループホーム敬愛	枚方市香里ヶ丘 8-1
100	COCO COLOR	枚方市三栗 1-1-14
101	アシュラー	枚方市三矢町 2-10

表 2.1-22(3)　事業計画地周辺の福祉施設

No.	名称	所在地
102	アーバンナイト	枚方市三矢町 2-10
103	ナビ	枚方市三矢町 2-4-1
104	スバルガーデン	枚方市三矢町 6-12
105	ケアタウン枚方	枚方市三矢町 6-12
106	ウイズユー	枚方市三矢町 6-12
107	グループホームつくし野	枚方市三矢町 8-9
108	アンダンテ	枚方市山之上 1-19-10
109	カルテット	枚方市山之上 1-19-10
110	ぱうんどケーキ村	枚方市山之上 4-5-4
111	フォレスト	枚方市山之上 4-5-4
112	Charm 枚方山之上	枚方市山之上東町 11-8
113	「まごころ」介護相談所	枚方市山之上北町 1-32
114	Moon	枚方市山之上北町 4-15
115	介護付有料老人ホーム頂	枚方市山之上北町 4-30
116	山之上のかけはし	枚方市山之上北町 5-1
117	小規模多機能型居宅介護なぎさカーム	枚方市渚西 1-24-1
118	地域密着型特別養護老人ホームなぎさカーム	枚方市渚西 1-24-1
119	エバーライフ御殿山	枚方市渚西 1-32-1
120	枚方市地域包括支援センター安心苑	枚方市渚西 1-6-1
121	ケアスペース渚	枚方市渚西 2-27-14
122	渚のオアシスデイサービスセンター	枚方市渚西 2-32-6-108
123	にじの家	枚方市渚西 2-39-2-2
124	エイジ・ガーデン渚	枚方市渚西 2-7-20
125	御殿山カーム	枚方市渚西 2-7-30
126	bon 枚方相談室	枚方市新町 1-3-18
127	フーライ	枚方市新町 2-2-6
128	アイローサこもれび	枚方市新之栄町 5-24
129	杜の郷	枚方市須山町 38-10
130	わたしの家あいあ～る	枚方市須山町 38-18
131	ぶりりあん	枚方市須山町 41-16
132	わたしの家	枚方市須山町 42-9
133	パン工房ラビット	枚方市須山町 60-12
134	ライフパートナー星丘	枚方市星丘 2-22-34
135	シェアハウスうらら星丘	枚方市星丘 2-22-66
136	小規模多機能介護施設　真心庵	枚方市星丘 2-48-11
137	庵 dante	枚方市星丘 2-48-11
138	スマイルゲート枚方	枚方市星丘 3-1-15
139	スマイル相談室・枚方	枚方市星丘 3-1-15
140	ケアライフ星丘	枚方市星丘 3-1-46
141	養護老人ホーム四天王寺松風荘	枚方市星丘 3-17-1
142	シェアハウスうらら星丘Ⅱ	枚方市星丘 3-3-50
143	ベストライフ枚方	枚方市星丘 4-9-28
144	福祉の店あすか	枚方市西禁野 1-3-18-101
145	トータルケア明	枚方市西禁野 2-4-17
146	アウリィ枚方	枚方市走谷 2-9-6
147	うららの家	枚方市村野東町 10-35
148	シェアハウスうらら村野	枚方市村野東町 10-35
149	デイサービスセンターれん	枚方市村野本町 10-97
150	グループホームおだやか村野	枚方市村野本町 18-17
151	村野わらしべ	枚方市村野本町 30-49
152	ディーキャリア枚方駅前オフィス	枚方市大垣内町 2-10-4
153	枚方市障害者就業･生活支援センター	枚方市大垣内町 2-1-20
154	いまここテラス	枚方市大垣内町 2-17-3
155	ラ・レコルト枚方	枚方市大垣内町 2-8-22

表 2.1-22(4)　事業計画地周辺の福祉施設

No.	名称	所在地
156	南海香里のさと	枚方市大垣内町 3-10-5
157	支援センターぴーぷる	枚方市大垣内町 3-10-5
158	障害者労働センター	枚方市中宮山戸町 10-12-101
159	サービス付き高齢者向け住宅やまとの郷	枚方市中宮山戸町 25-10
160	ハウスゆう	枚方市中宮山戸町 7-23
161	住宅型有料老人ホームひらかたヒルズ	枚方市中宮西之町 1-7
162	えーねん	枚方市中宮西之町 3-20
163	あっとほーむヘルパーステーション	枚方市中宮西之町 5-10-101
164	ぽっぽサービス	枚方市中宮本町 6-12
165	キッズ枚方コミュニケーションズ	枚方市堤町 2-1-103
166	フジパレスシニア枚方市田宮本町	枚方市田宮本町 2-1
167	茶楽わくわく	枚方市田口 1-3-2
168	ぱすてる	枚方市都丘町 27-25
169	都丘テラス	枚方市都丘町 3-37
170	ファースト都が丘	枚方市都丘町 38-5
171	おりーぶ	枚方市東中振 1-19-24-12
172	エイジフリー　ハウス　枚方香里	枚方市東中振 1-63-25
173	グループホーム安曇野	枚方市東中振 1-63-5
174	すずらん	枚方市東中振 2-11-12
175	グループホームつくし野香里ヶ丘	枚方市東中振 2-11-18
176	グループホーム陽春	枚方市東田宮 1-16-3
177	やなぎ工房	枚方市堂山 1-44-10
178	枚方ガーデンテラス	枚方市片鉾本町 26-20
179	枚方市地域包括支援センター美郷会	枚方市北中振 1-8-13
180	あ～とはうす	枚方市北中振 3-18-15
181	みっきぃ	枚方市枚方上之町 11-29
182	枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター	枚方市新町 2-1-35
183	エイジフリー・ライフ星が丘	枚方市印田町 9-60



出典）「国土数値情報　福祉施設データ（令和３年度）」（国土交通省）をもとに作成

図 2.1-8　事業計画地周辺の福祉施設

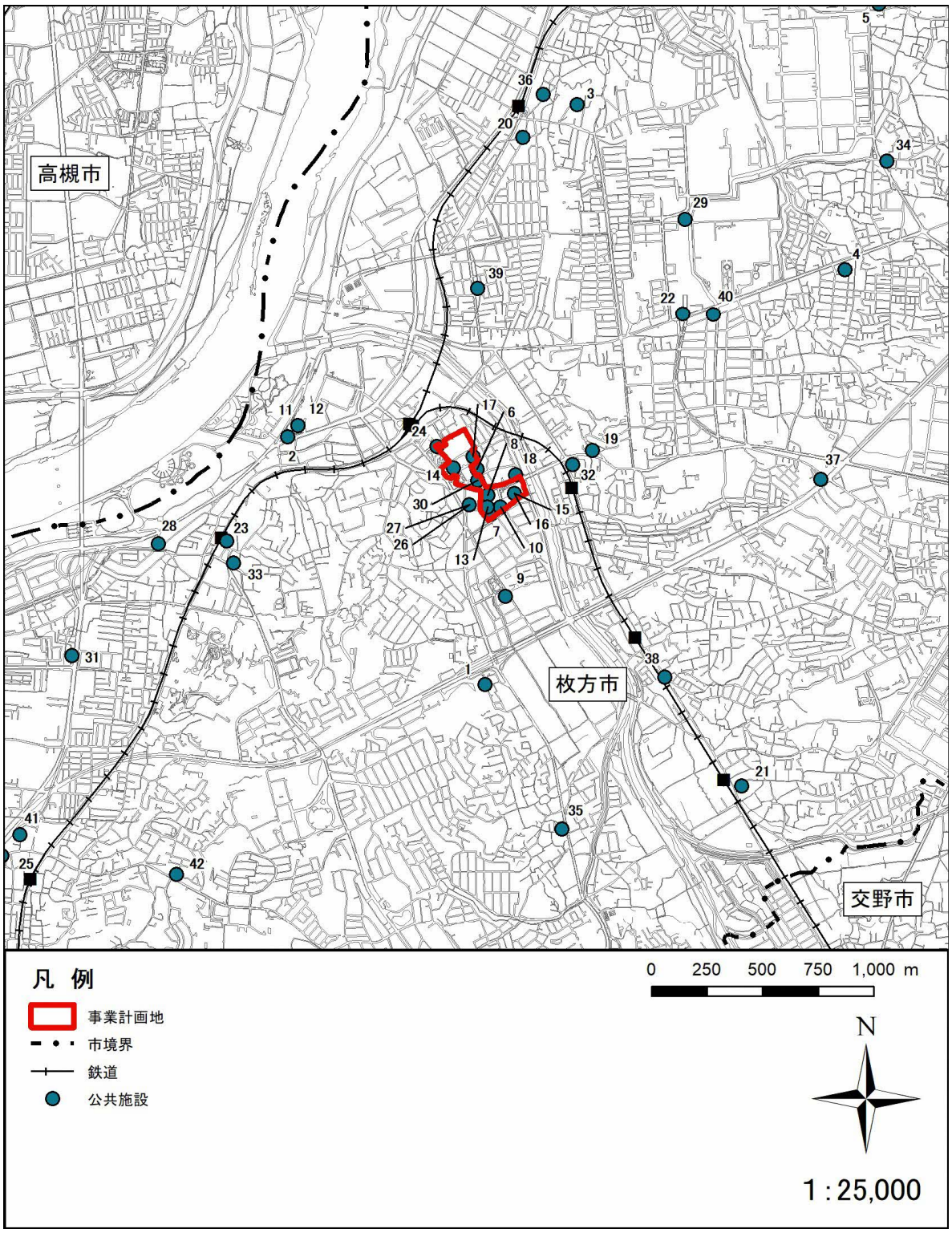
(5) その他

事業計画地周辺の上記以外の公共施設の分布状況を表 2.1-23、図 2.1-9 に示す。

事業計画地内には、大阪法務局枚方出張所、大阪地方検察庁枚方区検察庁、大阪国税局枚方税務署、枚方公共職業安定所、大阪地方裁判所枚方簡易裁判所、枚方市役所、大阪府北河内府税事務所、大阪府枚方土木事務所、大阪府枚方保健所、枚方警察署、枚方郵便局が立地している。

表 2.1-23 事業計画地周辺の公共施設

No.	名称	No.	名称
1	天門美術館	22	枚方警察署中宮交番
2	淀川資料館	23	枚方警察署枚方公園前交番
3	枚方市立御殿山図書館	24	枚方警察署枚方市駅前交番
4	枚方市立山田図書館	25	枚方警察署蹉跎交番
5	枚方市立中央図書館	26	枚方寝屋川消防組合消防本部
6	大阪法務局枚方出張所	27	枚方寝屋川消防組合枚方消防署
7	大阪地方検察庁枚方区検察庁	28	枚方寝屋川消防組合枚方消防署伊加賀出張所
8	大阪国税局枚方税務署	29	枚方寝屋川消防組合枚方消防署渚出張所
9	大阪労働局北大阪労働基準監督署	30	枚方郵便局
10	枚方公共職業安定所	31	枚方伊加賀西町郵便局
11	枚方社会保険事務所	32	枚方宮之阪郵便局
12	近畿地方整備局淀川河川事務所	33	枚方公園駅前郵便局
13	大阪地方裁判所枚方簡易裁判所	34	枚方甲斐田郵便局
14	枚方市役所	35	枚方山之上郵便局
15	大阪府北河内府税事務所	36	枚方渚郵便局
16	大阪府枚方土木事務所	37	枚方松丘郵便局
17	大阪府枚方保健所	38	枚方星丘郵便局
18	枚方警察署	39	枚方西禁野郵便局
19	枚方警察署宮之阪交番	40	枚方中宮郵便局
20	枚方警察署渚交番	41	枚方中振郵便局
21	枚方警察署村野交番	42	枚方東中振郵便局



出典）「数値地図 25000」（国土交通省）をもとに作成

図 2.1-9　事業計画地周辺のその他公共施設

2.1.6　環境衛生

(1)　下水道

枚方市の流域下水道別整備状況を表 2.1-24 に、公共下水道の整備状況を表 2.1-25 に、事業計画地周辺の枚方市の下水道整備計画区域を図 2.1-10 に示す。

淀川左岸流域下水道及び寝屋川北部流域下水道の合計の整備状況（行政人口に対する整備済区域内人口）は、令和 4 年 3 月末時点で 97.5%となっている。

表 2.1-24　流域下水道整備状況

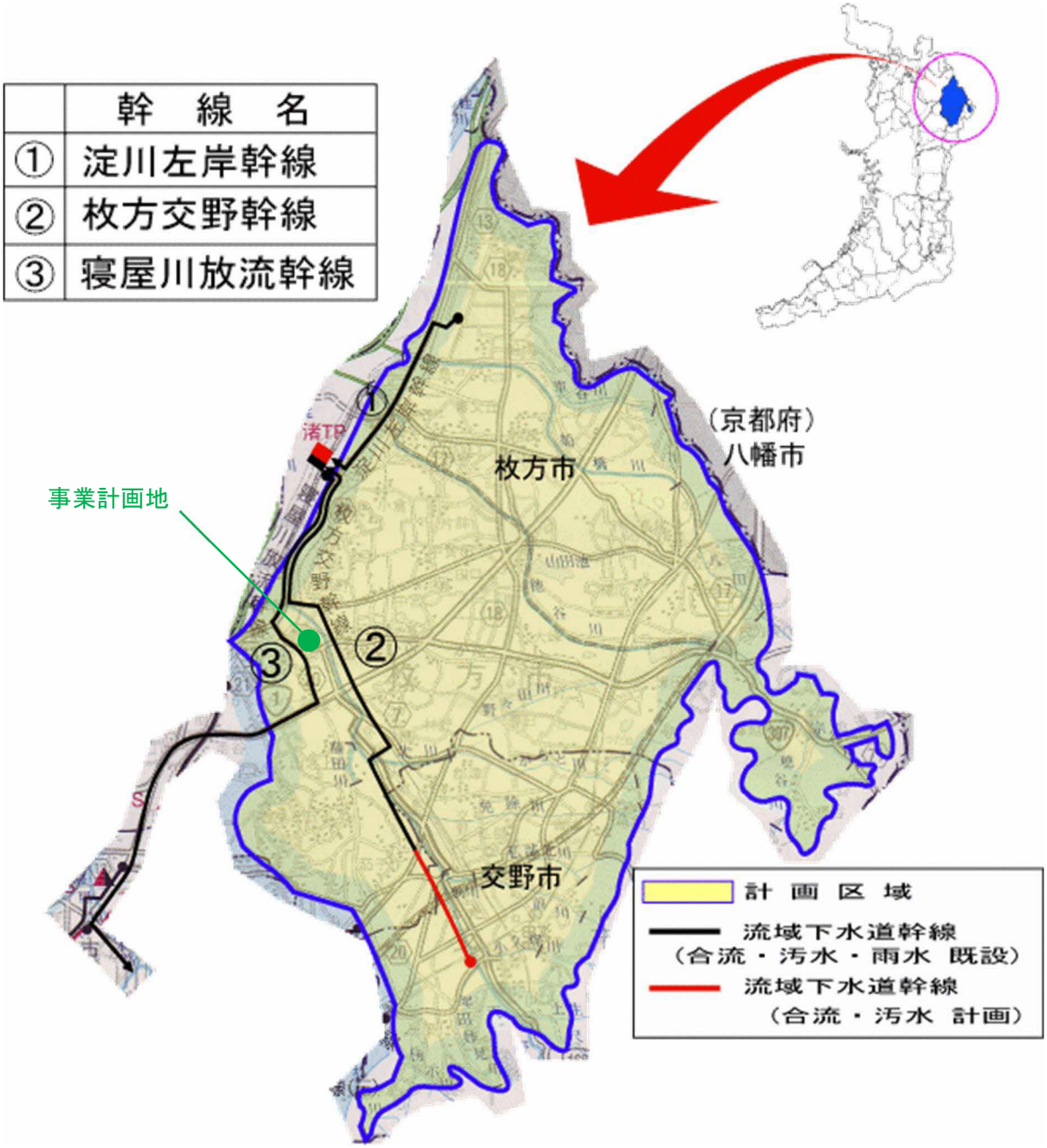
項目＼流域下水道名		淀川左岸流域下水道	寝屋川北部流域下水道	合計
計画面積	(ha)	4,560	668	5,228
行政人口(A)	(人)	334,162	61,997	369,159
整備済面積	(ha)	2,953	519	3,472
整備済区域内人口(B)	(人)	324,627	61,859	386,486
処理面積	(ha)	2,945	519	3,464
処理区域内人口	(人)	324,313	61,859	386,172
水洗化人口	(人)	315,250	61,361	376,611
整備状況 B/A×100	(%)	97.1	99.8	97.5

備考）数値は、令和 4 年 3 月 31 日現在の値を示す。
出典）「令和 4 年度版ひらかたの環境」（令和 4 年 12 月、枚方市）

表 2.1-25　公共下水道の整備状況（枚方市）

年度	計画面積 (ha)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	行政人口 (人)	普及率（%）	
					計画面積比	行政人口比
平成 28 年	5,228	3,365	386,005	404,007	64.4	95.5
平成 29 年	5,228	3,403	387,022	402,608	65.1	96.1
平成 30 年	5,228	3,429	387,863	401,314	65.6	96.6
令和元年	5,228	3,442	386,793	399,953	65.8	96.7
令和 2 年	5,228	3,458	387,422	398,187	66.1	97.3

備考）1.数値は、各年度末の値を示す。
2.普及率のうち、計画面積比は処理面積を計画面積で除した値、行政人口比は処理人口を行政人口で除した値を示す。
出典）「第 51 回枚方市統計書（令和 3 年度版）」（令和 4 年 5 月、枚方市）



出典）「淀川左岸流域下水道」（大阪府ホームページ、令和 5 年 3 月 28 日現在）

図 2.1-10　事業計画地周辺の下水道整備計画区域

(2) 廃棄物

1) し尿処理

枚方市のし尿処理状況は、表 2.1-26 に示す。

し尿総収集総量は、13,401 kℓとなっている。

表 2.1-26 し尿処理の状況

市	し尿収集総量 (kℓ)	し尿処理総量 (kℓ)	水洗化人口 (人)	非水洗化人口 (人)
枚方市	13,401	13,401	396,524	1,663

備考）数値は、令和 2 年度末の値を示す。
出典）「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

2) ごみ処理

枚方市ごみ処理の状況は、表 2.1-27 に示すとおりである。

ごみ処理総排出量は、114,715 t となっている。また、リサイクル率は、19.3 %となっている。

表 2.1-27 ごみ処理の状況

市	計画収集量総量 (t)	総排出量 (t)	資源化量 (t)	リサイクル率 (%)
枚方市	101,830	114,715	22,132	19.3

備考）1. 数値は、令和 2 年度末の値を示す。産業廃棄物は含まない。
2. ごみ収集計画収集候には、集団回収、直接搬入は含まない。
3. リサイクル率は、資源化量/(ごみ処理量+集団回収量)×100 により算定している。
出典）「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

2.1.7　水域とその利用

枚方市内の主要な河川を表 2.1-28、図 2.1-11 に示す。

事業計画地周辺を流れる河川には、一級河川淀川と交野市、枚方市を京阪交野線に沿って流れる天野川のほか、雨水排水路の安居川、新安居川がある。

天野川は、生駒山系にその源を発する淀川の支川であり、流域面積は 51.3km^2、幹線流路延長は 17.2km である。安居川は、安居川排水区 83ha の雨水が流れる水路で、ポンプ場で淀川に排水している。新安居川は、新安居川排水区 150ha の雨水が流れる水路で、ポンプ場で天野川に排水している。

なお、事業計画地周辺に主要な池沼はない。

表 2.1-28　主要な河川の状況

河川名	区域		流域	流域面積等	流路延長(km)
	自	至			
淀川	大阪府・京都府界	大阪湾	大阪市、京都市ほか 54 市 17 町 4 村	8,240 km^2	75
天野川	四條畷市大字上田原他	淀川	四條畷市、交野市、枚方市	51.3 km^2	17.2
安居川	－	淀川	枚方市	83 ha	－
新安居川	－	天野川	枚方市	151 ha	－

出典）「淀川水系河川整備計画（変更）」（令和 3 年 8 月 6 日、近畿地方整備局）
「淀川水系淀川左岸ブロック河川整備計画（変更）」（平成 27 年 3 月、大阪府）
「第 51 回枚方市統計書（令和 3 年度版）」（令和 4 年 5 月、枚方市）

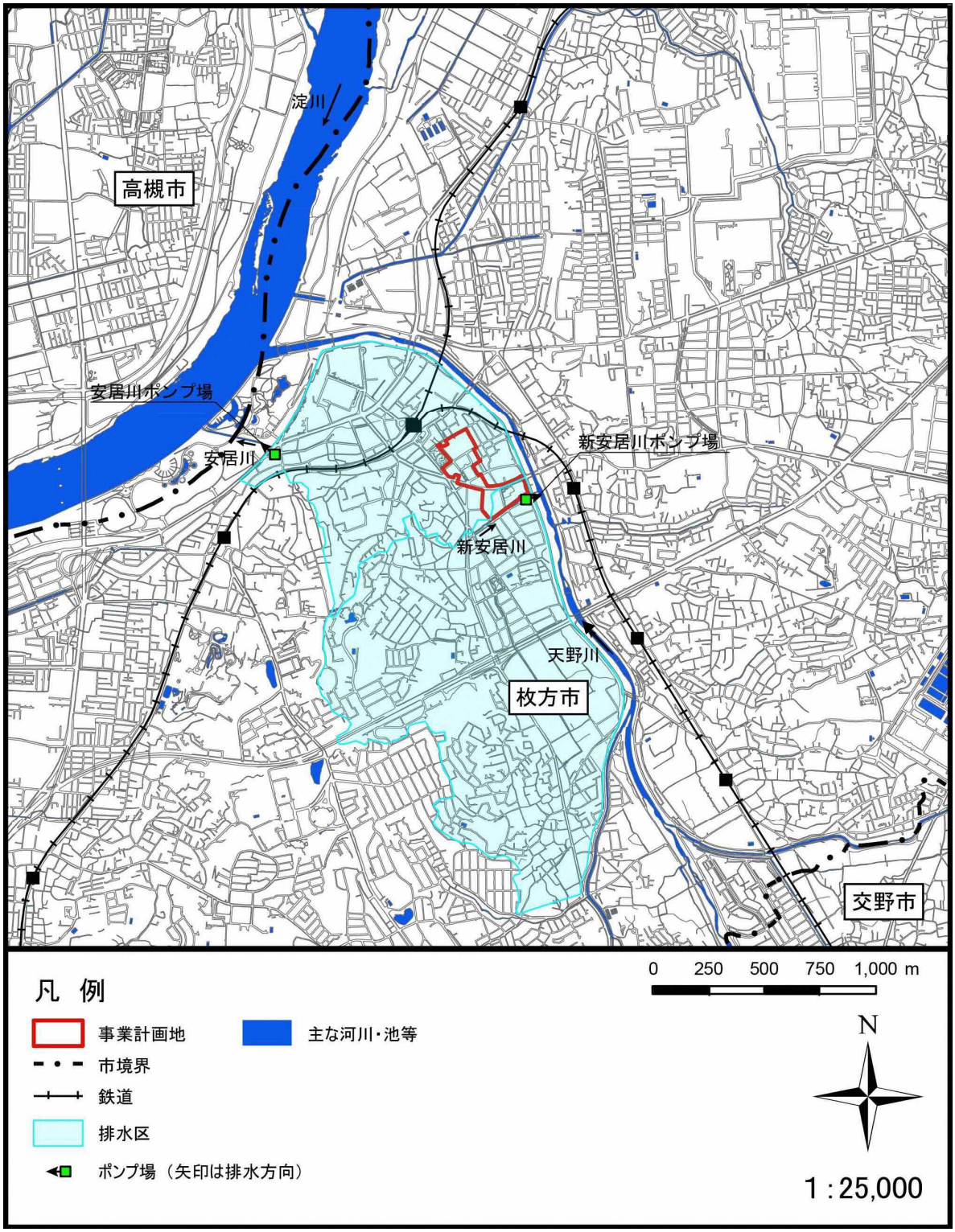


図 2.1-11　主要な河川の状況

2.1.8　関係法律・条例等による指定・規制等

(1)　関係法令による指定状況

事業計画地における関係法令の指定状況は、表 2.1-29 に示すとおりである。

枚方市は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく「鳥獣保護区」と「特定猟具使用禁止区域（銃）」に指定されている（表 2.1-30 を参照）。事業計画地及びその周辺の指定状況は、図 2.1-12 に示すとおりである。

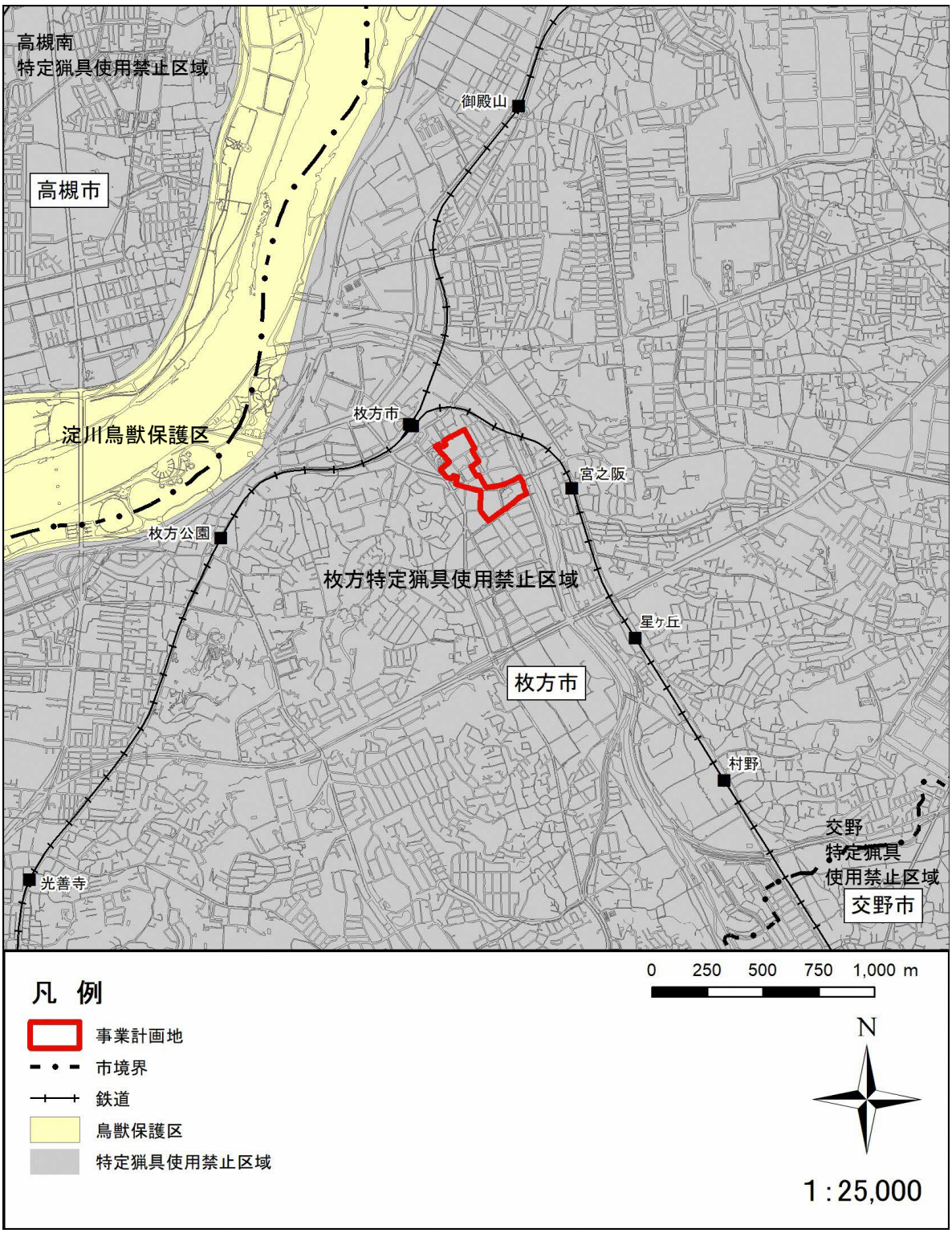
表 2.1-29　事業計画地内の関係法令に基づく指定状況

区分			指定状況	関係法令等
自然環境保全	自然公園地域	国定公園	×	自然公園法
		府立公園	×	
	鳥獣保護区等	鳥獣保護区	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		特定猟具使用禁止区域	○	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	
		府自然環境保全地域	×	
		府緑地環境保全地域	×	
文化財	文化財保全地域	史跡・名勝・天然記念物	×	文化財保護法
		文化財指定物	×	
		埋蔵文化財包蔵地	×	
防災		河川区域	×	河川法
		河川保全区域	×	
		砂防指定地	×	砂防法
		急傾斜地崩壊危険区域	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
		地すべり防止区域	×	地すべり等防止法
		土砂災害（特別）警戒区域	×	土砂災害防止法
土地利用	都市地域	宅地造成工事等規制区域	×	宅地造成工事等規制法
		市街化区域	○	都市計画法
		市街化調整区域	×	
		都市計画区域	○	
		用途地域	○	
		高度利用地区	○	
		高度地区	×	
	農業地域	農業振興地域	×	農業振興地域の整備に関する法律
		農用地区域	×	
	森林地域	保安林	×	森林法
		国有林	×	
		地域森林計画対象民有林	×	

表 2.1-30　枚方市における鳥獣保護区等指定状況

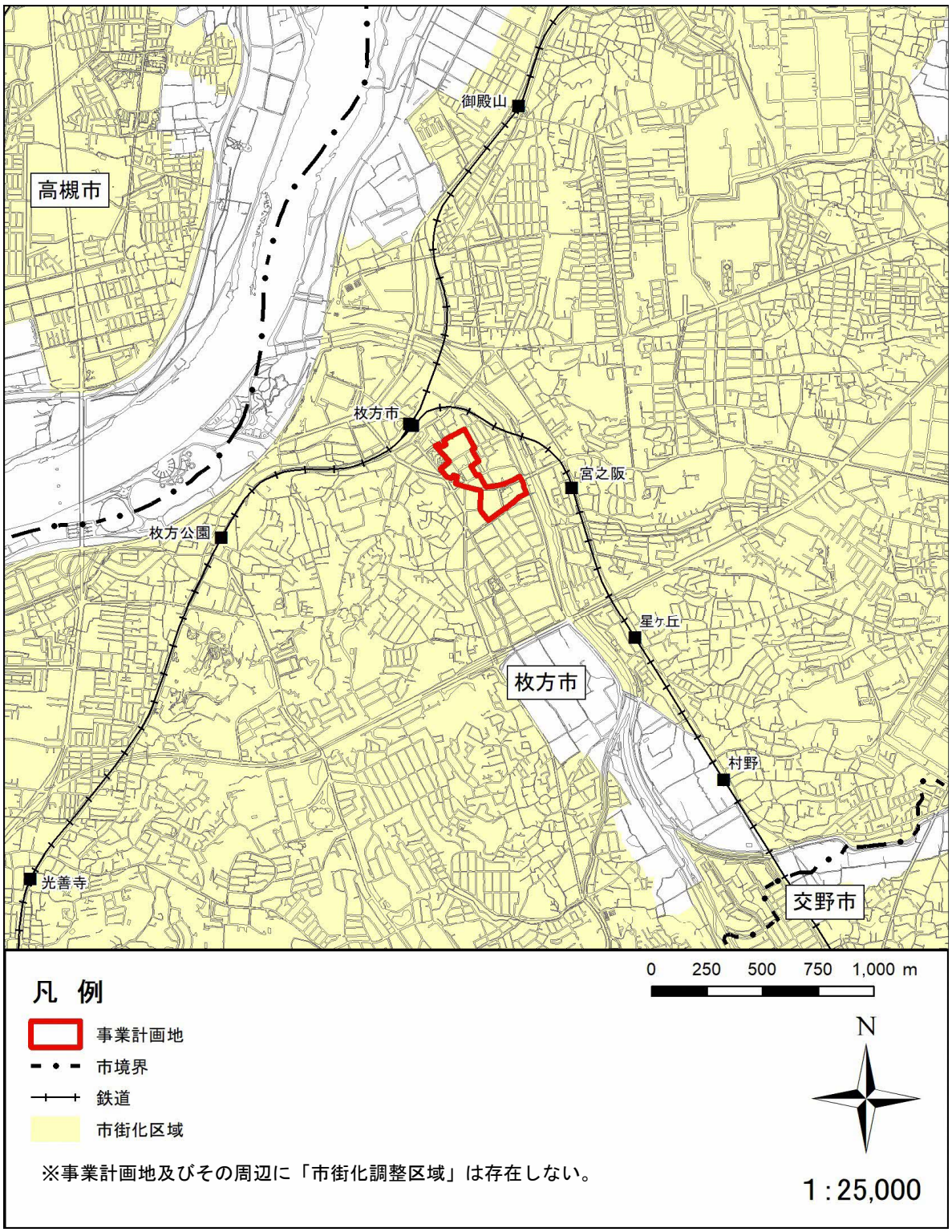
名称	期間	面積
枚方鳥獣保護区	平成 30 年 11 月 1 日～令和 10 年 10 月 31 日まで	約 1,080 ha
淀川鳥獣保護区	平成 26 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで	約 2,500 ha
枚方特定猟具使用禁止区域	平成 30 年 11 月 1 日～令和 10 年 10 月 31 日まで	約 5,110 ha

備考）枚方鳥獣保護区は枚方市東部に指定区域があり、図 2.1-12 の範囲外である。
出典）「令和 4 年度大阪府鳥獣保護区等位置図」（令和 4 年 10 月　大阪府）



出典）「令和 4 年度大阪府鳥獣保護区等位置図」（令和 4 年 10 月　大阪府）をもとに作成

図 2.1-12　事業計画地周辺の鳥獣保護区等



出典）「国土数値情報　都市地域データ（平成 30 年度　第 4.0 版）」（国土交通省）をもとに作成

図 2.1-13　事業計画地周辺の市街化区域及び市街化調整区域

(2) 環境基準

1) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 2.1-31 に示す項目及び基準（維持されることが望ましい目標値）が設定されている。

表 2.1-31 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m^3 以下であること。

［備考］1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。

3. 微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。

4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

5. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

6. 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され、又は早期達成に努めるものとする。

出典）「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日　環境庁告示第 25 号）
（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日　環境庁告示第 38 号）（二酸化窒素）
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日　環境庁告示第 4 号）
（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日　環境省告示第 33 号）
（微小粒子状物質）
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 30 年 11 月 19 日　環境省告示第 100 号）
（トリクロロエチレンの一部改正）

2) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する基準を表 2.1-32 に、生活環境の保全に関する基準を表 2.1-33、表 2.1-34 に、環境基準類型指定を表 2.1-35 に示す。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は、利水目的に応じて知事が指定する水域類型ごとに適用される。

なお、事業計画地の周辺を流れる淀川、天野川は B 類型に指定されている。安居川、新安居川は類型指定されていない。

表 2.1-32 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ＰＣＢ	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

［備考］1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3.海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。
4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は日本産業規格 K0102(以下、「規格」という。)43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典)「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日　環境庁告示第59号)
「水質汚濁に係る環境基準について」(平成11年 2月22日　環境庁告示第14号)
(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)
「水質汚濁に係る環境基準について」(平成21年11月30日　環境省告示第78号)
(1,1-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)
「水質汚濁に係る環境基準について」(平成23年10月27日　環境省告示第94号)(カドミウム)
「水質汚濁に係る環境基準について」(平成26年11月17日　環境省告示第126号)(トリクロロエチレン)
「水質汚濁に係る環境基準について」(令和3年10月7日　環境省告示第62号)(六価クロム)

表 2.1-33　生活環境の保全に関する環境基準（河川）(1/2)

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐH）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
Ａ	水道２級水産１級水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
Ｂ	水道３級水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
Ｃ	水産３級工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
Ｄ	工業用水２級農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－
Ｅ	工業用水３級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	－

［備考］1.　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2.　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる)。

3.　水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

4.　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100ＣＦＵ／100ml 以下とする。

5.　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。)。

6.　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)1.　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.　水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3.　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　水産３級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4.　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの

5.　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典)「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日　環境庁告示第59号)
「水質汚濁に係る環境基準について」(平成20年 4月 1日　環境省告示第40号)
「水質汚濁に係る環境基準について」(令和3年10月7日　環境省告示第62号)

表 2.1-34　生活環境の保全に関する環境基準（河川）(2/2)

類型／項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩
生　物　A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以　下	0.001 mg/L 以　下	0.03 mg/L 以　下
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以　下	0.0006 mg/L 以　下	0.02 mg/L 以　下
生　物　B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以　下	0.002 mg/L 以　下	0.05 mg/L 以　下
生 物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以　下	0.002 mg/L 以　下	0.04 mg/L 以　下

［備考］1.基準値は年間平均値とする。

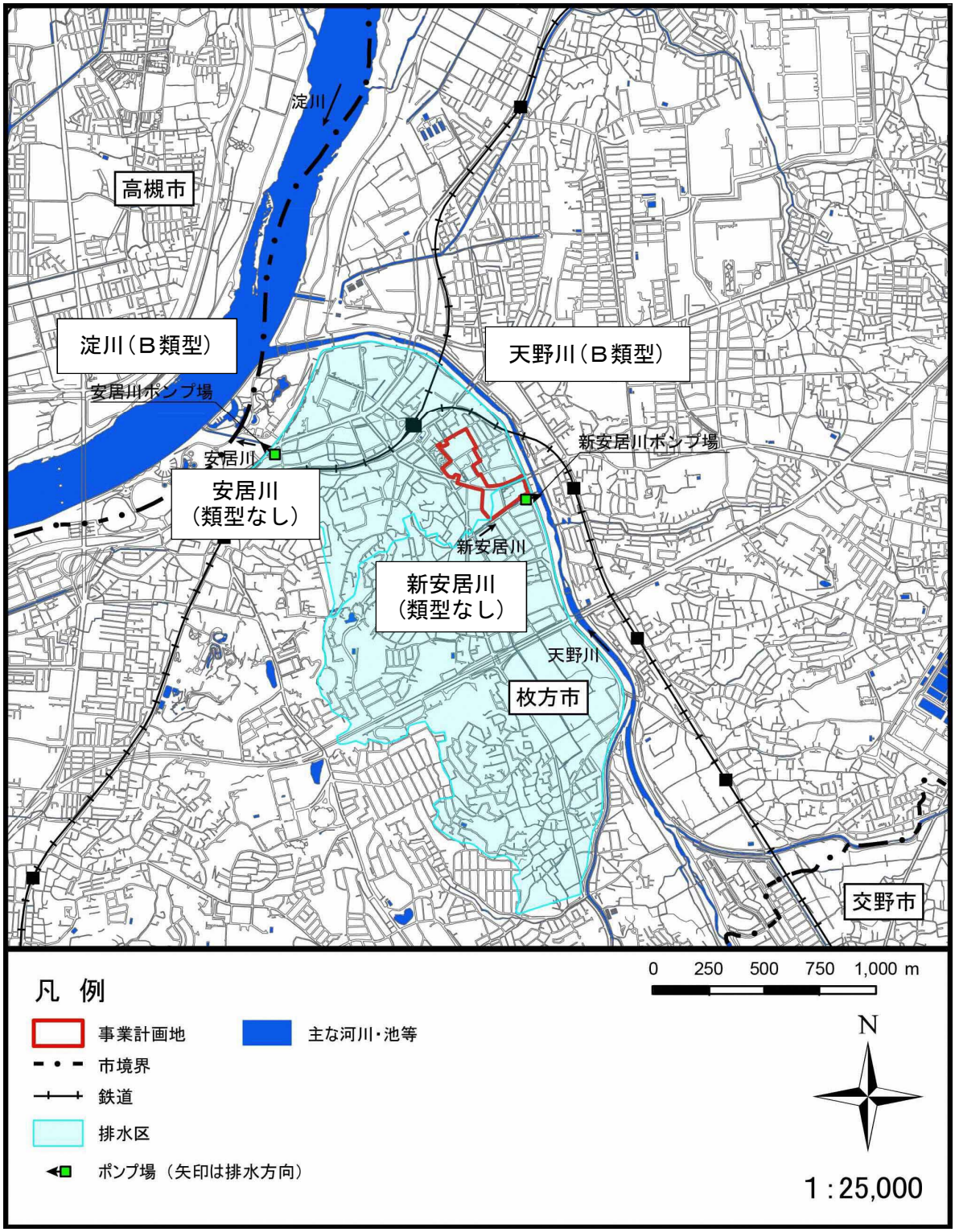
出典)「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」
（平成15年11月5日　環境省告示第123号）
「水質汚濁に係る環境基準について」（平成21年11月30日　環境省告示第 78号）
「水質汚濁に係る環境基準について」（平成24年 8月22日　環境省告示第127号）
「水質汚濁に係る環境基準について」（平成25年 3月27日　環境省告示第 30号）

表 2.1-35　事業計画地周辺における河川の環境基準類型指定状況

水系	水域	範囲	該当類型及び達成期間	
			BOD等5項目	水生生物項目
淀川水系	淀川下流	京都府界から長柄堰まで	Ｂ・ハ	生物Ｂ・イ
	天野川	奈良県界より下流	Ｂ・イ	生物Ｂ・イ
	安居川	全域	類型指定なし	
	新安居川	全域	類型指定なし	

備考）1.上記の類型指定は令和 5 年 1 月 20 日現在。
2.達成期間は以下のとおり。
イ ： 直ちに達成
ロ ： 5 年以内に可及的速やかに達成
ハ ： 5 年を超える期間で可及的速やかに達成
3.水生生物項目の類型に対応する河川水域名及び範囲は、淀川については以下のとおり。
・淀川（全域）

出典）「河川水域の類型指定の状況」（大阪府ホームページ、閲覧日：令和 5 年 3 月 1 日）



出典）「河川水域の類型指定の状況」（大阪府ホームページ、閲覧日：令和５年３月１日）をもとに作成

図 2.1-14　事業計画地周辺の河川の類型指定状況

3) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 2.1-36 に示す。地下水の環境基準は、すべての地下水に適用される。

表 2.1-36 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
ＰＣＢ	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

［備考］1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は日本産業規格 K0102(以下、「規格」という。)43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4.1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典)「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日　環境庁告示第59号)
「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9年 3月13日　環境庁告示第10号)(地下水)
「水質汚濁に係る環境基準について」(平成11年 2月22日　環境庁告示第14号)
(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)
「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成21年11月30日　環境省告示第79号)
(塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)
「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成23年10月27日　環境省告示第95号)(カドミウム)
「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成26年11月17日　環境省告示第127号)
(トリクロロエチレン)
「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(令和3年10月7日　環境省告示第63号)(六価クロム)

4) 騒音

騒音に係る環境基準については、道路に面する地域とそれ以外の地域とで類型及び区分に応じた基準値が設定されている。道路に面する地域以外の地域の基準を表 2.1-37 に示す。

また、道路に面する地域の基準を表 2.1-38 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準を表 2.1-39 に示す。

枚方市では、これらの環境基準を適用するべき地域類型の指定を行っており、事業計画地周辺の騒音に係る類型指定状況を図 2.1-15 に示す。

表 2.1-37 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値（デシベル）	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
ＡＡ	50 以下	40 以下
A及びB	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

注）1. ＡＡ：枚方市は該当なし
Ａ　：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
Ｂ　：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
Ｃ　：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典）「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示第 64 号）
「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域」（平成 24 年 3 月 30 日 枚方市公告第 4 号）

表 2.1-38 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（デシベル）	
	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

［備考］1. 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

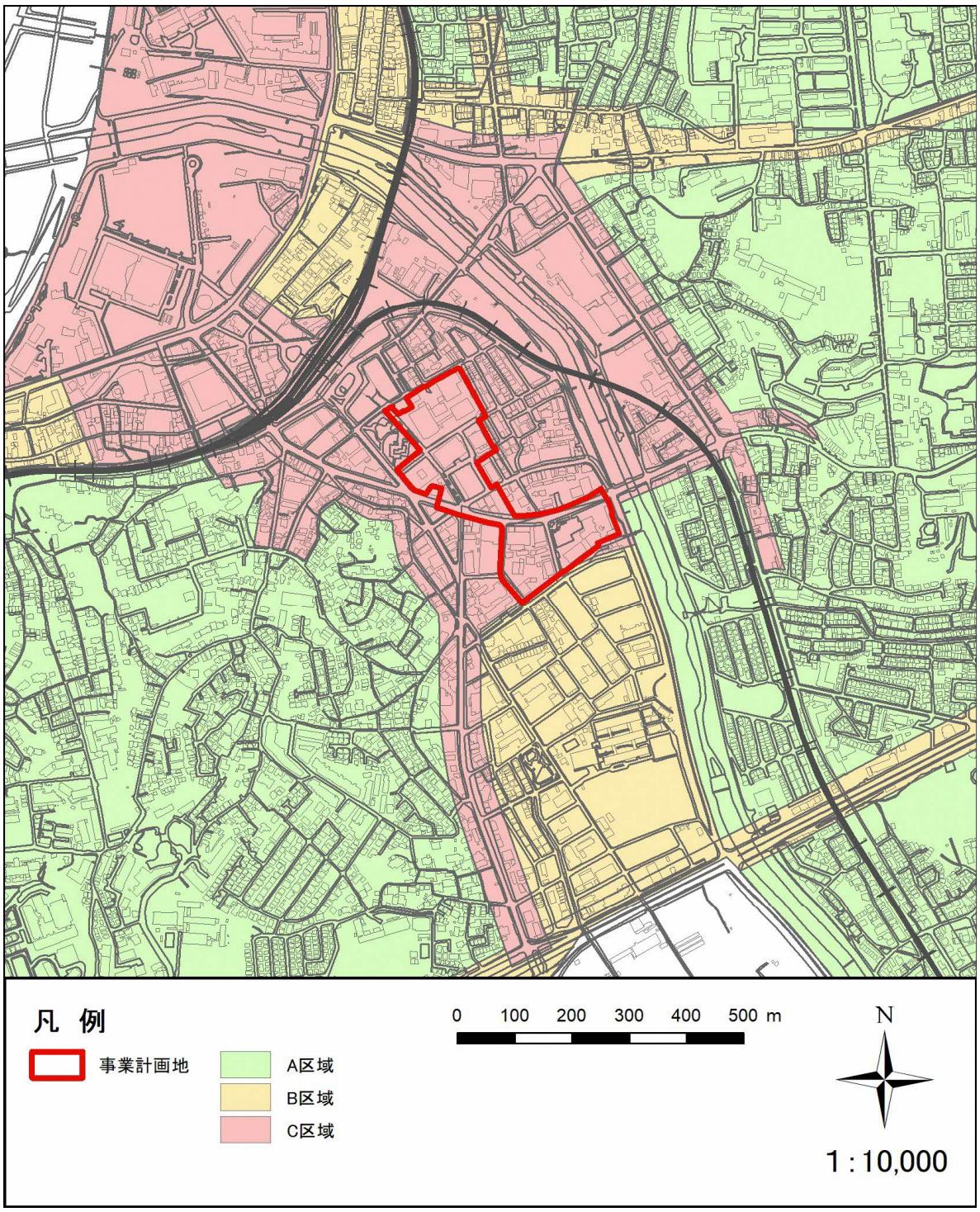
出典）「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告第 64 号）

表 2.1-39 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値（デシベル）	
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 以下	65 以下

［備考］1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4 車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　：15 メートル
・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 メートル
2. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

出典）「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日　環境省告示第 64 号）
「騒音に係る環境基準について」（平成24年3月30日　環境省告示第54号）



出典）「大阪府地図情報提供システム（用途地域）」（大阪府）をもとに作成

図 2.1-15　事業計画地周辺の騒音に係る環境基準の類型指定状況

5) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準を表 2.1-39 に示す。

表 2.1-40 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ﾋﾞﾆﾙ又は塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ）	検液1Lにつき0.002mg/L以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg/L以下であること。

［備考］1. 次の土壌については、環境基準は適用されない。
① 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所
② 原材料の堆積場
③ 廃棄物の埋立地その他の土壌環境基準項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌

2. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成しこれを用いて測定を行うものとする。
カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Ｌにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液１Ｌにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3.「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

出典）「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3年 8月23日　環境庁告示第46号）
「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成22年 6月16日　環境省告示第37号）（カドミウム）
「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成26年 3月20日　環境省告示第44号）（1,1-ジクロロエチレン）
「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成28年 3月29日　環境省告示第30号）（クロロエチレン、1,4-ジオキサンの追加）
「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和2年4月2日　環境省告示第44号）（カドミウム、トリクロロエチレン）

6)　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

a)　大気汚染

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 2.1-41 に示す。

表 2.1-41　ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	0.6pg－TEQ/m^3以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所

［備考］　1. 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気の基準値は、年間平均値とする。

出典)「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日　環境庁告示第68号）

b)　水質の汚濁

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準を表 2.1-42～表 2.1-43 に示す。

表 2.1-42　ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水

［備考］ 1. 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 水質の基準値は、年間平均値とする。

出典)「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日　環境庁告示第68号）

表 2.1-43　ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質

［備考］ 1. 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に２を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

出典)「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成14年7月22日　環境省告示第46号）

c)　土壌汚染

ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 2.1-44 に示す。

表 2.1-44　ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌

［備考］ 1. 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類が 250pg－TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典)「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日　環境庁告示第 68 号）

(3) 規制基準等

1) 大気汚染に係る規制

a) 工場等に係る規制

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) では、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制している。また、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めている。また大阪府では同法に基づき、硫黄酸化物について総量規制基準及び燃料使用基準を定めている。

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において、ばい煙及びばいじんを発生すると考えられる施設を定め、これらの施設に対して規制基準遵守義務や届出義務を設けている。

b) 自動車排出ガスに係る規制

自動車排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号) により、自動車排出ガスによる大気汚染の状況が厳しい地域では、より排出ガスの少ない自動車の使用を義務づける車種規制が実施され、枚方市は窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。

c) アスベストに係る規制

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) では、石綿 (アスベスト) を特定粉じんとして規定し、規制している。

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、事前届出と作業基準を守る規制措置が講じられており、作業基準として、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準が定められている。

また、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) では、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場からの特定粉じんについて、敷地境界線における大気中の濃度を許容限度として規制基準 (大気中の石綿の濃度が一リットルにつき十本) を定めている。

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成 6 年大阪府条例第 6 号) において、石綿が使用されている建築物等の解体等工事に対する事前届出、作業基準等が定められている。

2) 水質汚濁に係る規制

大阪府における工場・事業場を対象とした公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する規制には、主に「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号)、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成 6 年大阪府条例第 6 号) がある。

「水質汚濁防止法」は、工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透の規制、生活排水対策の実施の推進等により、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図るもので、排水規制等が設定されている。排水規制には、濃度規制 (排水基準) と総量規制があり、排水基準には全国一律の排水基準と大阪府による上乗せ基準が定められている。上乗せ排水基準は、上水道水源地域や海域に設定され、事業計画地周辺は上水道水源地域のＢ地域に該当する。全国一律の排水基準を表 2.1-45 に、大阪府の上乗せ排水基準を表 2.1-46 に示す。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」は、瀬戸内海の環境保全に係る施策推進のために必要な事項を定めるとともに、特定施設の規制、富栄養化による被害発生の防止、自然海浜の保全等に関す

置法」の手続きが必要となる。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「水質汚濁防止法」の特定施設に該当しない施設の一部を届出施設とし、届出義務等を定めている。さらに枚方市内においては、「枚方市公害防止条例」（昭和 46 年 12 月）により、事業活動を行う工場・事業場すべてについて、表 2.1-47 の排水基準が適用される。なお、平成 26 年 4 月の「枚方市公害防止条例」の全面改正により、生活環境項目に係る枚方市独自の排水基準は廃止されている。

表 2.1-45(1)　水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物		1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る）		1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物		1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物		1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物		1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン		1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン		1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン		1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素		1リットルにつき0.02ミリグラム
1,2-ジクロロエタン		1リットルにつき0.04ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン		1リットルにつき1ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン		1リットルにつき0.4ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン		1リットルにつき3ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン		1リットルにつき0.06ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン		1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム		1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン		1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ		1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン		1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物		1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外	1リットルにつきほう素10ミリグラム
	海域	1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外	1リットルにつきふっ素8ミリグラム
	海域	1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1,4-ジオキサン		1リットルにつき0.5ミリグラム

［備考］1.「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典)「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年3月　大阪府条例第8号）
「排水基準を定める省令」（昭和46年 6月21日　総理府令第35号）
「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成24年5月23日　環境省令第15号）
「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」（平成26年11月 4日　環境省令第30号）
「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年10月21日　環境省令第33号）

表 2.1-45(2)　水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

項目		許容限度	日間平均
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外	5.8 以上 8.6 以下	
	海域	5.0 以上 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		160	120
化学的酸素要求量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		160	120
浮遊物質量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		200	150
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)（単位 1 リットルにつきミリグラム）		5	－
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)（単位 1 リットルにつきミリグラム）		30	－
フェノール類含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		5	－
銅含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		3	－
亜鉛含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		2	－
溶解性鉄含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		10	－
溶解性マンガン含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		10	－
クロム含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		2	－
大腸菌群数　（単位 1 立方センチメートルにつき個）		－	3,000
窒素含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		120	60
燐含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		16	8

［備考］1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50㎥ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ㎎を超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典）「排水基準を定める省令」（昭和46年 6月21日　総理府令第35号）
「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成19年6月1日　環境省令第14号）

表 2.1-46(1)　大阪府による上乗せ排出基準（有害物質）

項目＼地域	上水道水源地域	その他の地域	
		海域以外	海域
カドミウム及びその化合物	0.003		0.03
シアン化合物	検出されないこと		1
有機リン化合物（ﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙｼﾞﾄﾒﾝ及びEPNに限る）	検出されないこと		1
鉛及びその化合物	0.01		0.1
六価クロム化合物	0.05		0.5
砒素及びその化合物	0.01		0.1
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.0005		0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		0.003
トリクロロエチレン	0.01		0.1
テトラクロロエチレン	0.01		0.1
ジクロロメタン	0.02		0.2
四塩化炭素	0.002		0.02
1,2-ジクロロエタン	0.004		0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.1		1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		0.4
1,1,1-トリクロロエタン	1		3
1,1,2-トリクロロエタン	0.006		0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.002		0.02
チウラム	0.006		0.06
シマジン	0.003		0.03
チオベンカルブ	0.02		0.2
ベンゼン	0.01		0.1
セレン及びその化合物	0.01		0.1
ほう素及びその化合物	1	10	10
ふっ素及びその化合物	0.8	8	15
ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（ｱﾝﾓﾆｱ性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	10		100
1,4-ジオキサン	0.05		0.5

［備考］1. 網掛けは上乗せ条例により設定された基準を示す。

2. 上水道水源地域であっても、次の場合は上水道水源地域に係る上乗せ排水基準は適用されず、表中のその他の地域に係る排水基準が適用される。

※1　テトラクロロエチレン
洗濯業の用に供する洗浄施設を設置する特定事業場で、1 日あたりの平均的な排出水の量が10m3 未満のもの

※2　ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
旅館業（温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場

※3　アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
し尿浄化槽を設置する特定事業場であって、平成 13 年 7 月 1 日現在の特定施設を平成 14 年 4 月 1 日において設置しているもの（設置する工事をしているものを含む。）が、し尿処理施設に係る排水を排出する排出口から排出する水

出典）「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年3月31日 大阪府条例第8号）
「水質汚濁防止法関係法令のしおり（資料編）」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課）

表 2.1-46(2)　大阪府による上乗せ排出基準（生活環境項目）【B地域】

区分		日平均排水量(m^3)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	食料品製造業、飲料・飼料製造業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	150	200
		50 以上 200 未満	80	100	80	100	100	120
		200 以上 1000 未満	60	80	60	80	80	100
		1,000 以上 5,000 未満	30	40	30	40	60	80
		5,000 以上	25	30	25	30	50	65
	繊維工業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	150	200
		50 以上 200 未満	100	120	100	120	120	150
		200 以上 1000 未満	70	90	70	90	100	120
		1,000 以上 5,000 未満	40	50	40	50	70	90
		5,000 以上	25	30	25	30	50	65
	パルプ・紙・紙加工製造業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	150	200
		50 以上 1,000 未満	80	100	80	100	120	150
		1,000 以上 5,000 未満	50	65	50	65	90	110
		5,000 以上	30	40	30	40	60	80
	化学工業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	150	200
		50 以上 200 未満	80	100	80	100	100	120
		200 以上 1000 未満	60	80	60	80	80	100
		1,000 以上 5,000 未満	40	50	40	50	60	80
		5,000 以上	30	40	30	40	40	50
	石油製品又は石炭製品製造業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	150	200
		50 以上 500 未満	50	65	50	65	120	150
		500 以上 5,000 未満	30	40	30	40	80	100
		5,000 以上	10	15	10	15	40	50
	なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	150	200
		50 以上	120	150	120	150	120	150
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	150	200
		50 以上 200 未満	60	80	60	80	120	150
		200 以上 2,000 未満	35	45	35	45	70	90
		2,000 以上 5,000 未満	20	25	20	25	60	80
		5,000 以上	10	15	10	15	40	50
	ガス業	30 以上 50 未満	50	65	50	65	150	200
		50 以上	50	65	50	65	50	65
	洗濯業	30 以上 50 未満	120	150	120	150	150	200
		50 以上	100	120	100	120	120	150
	その他の業種	30 以上 50 未満	120	150	120	150	150	200
		50 以上 200 未満	80	100	80	100	120	150
		200 以上 1,000 未満	50	65	50	65	90	110
		1,000 以上 5,000 未満	30	40	30	40	70	90
		5,000 以上	25	30	25	30	60	80
新設特定事業場	すべての業種	30 以上 200 未満	20	25	20	25	50	65
		200 以上 5,000 未満	15	20	15	20	50	65
		5,000 以上	5	10	5	10	20	25

下水道処理区域に所在する既設特定事業場の排出水についての上乗せ排水基準は、上の表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとする。ただし、次の表の許容限度の数値が上の表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、上の表に掲げるとおりとする。

区分		日平均排水量(m^3)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
新設特定事業場	すべての業種(下水の処理が開始された後１年を経過した日から適用)	30 以上	20	25	20	25	70	90

表 2.1-46(3)　大阪府による上乗せ排出基準（その他の項目）

■ノルマルヘキサン抽出物質含有量　（単位：mg/L）

区分		日平均排水量（m^3）	上水道水源地域及びD地域		左記以外	
			鉱油類含有量	動植物油脂類含有量	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量
既設特定事業場	すべての業種	30以上1,000未満	4	20	5	30
		1,000以上5,000未満	3	15	4	20
		5,000以上	2	10	3	10
新設特定事業場		30以上1,000未満	3	10	4	10
		1,000以上5,000未満	2	10	3	10
		5,000以上	1	5	2	5

■pH等　（単位：pH（一）、大腸菌群数（個/cm^3）、その他の項目（mg/L））

区分		日平均排水量（m^3）	
		30以上50未満	50以上
pH	すべての業種	5.8～8.6	
フェノール類含有量		新設 1 既設 D地域 2 D地域以外 5	
銅含有量		3	
亜鉛含有量		2	
溶解性鉄含有量		10	
溶解性マンガン含有量		10	
クロム含有量		2	
大腸菌群数		（日間平均）3,000	
窒素含有量		－	（日間平均）60 （最大）120
りん含有量		－	（日間平均）8 （最大）16

出典）「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年3月31日 大阪府条例第8号）
「水質汚濁防止法関係法令のしおり（資料編）」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課）

表 2.1-47　枚方市公害防止条例に基づく排出基準（有害物質）

有害物質	基準値(mg/L)		有害物質	基準値(mg/L)	
	淀川	寝屋川		淀川	寝屋川
カドミウム及びその化合物	0.003	0.03	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.4
シアン化合物	注）1	1	1,1,1-トリクロロエタン	1	3
有機燐化合物	注）1	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.06
鉛及びその化合物	0.01	0.1	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.02
六価クロム化合物	0.05	0.5	チウラム	0.006	0.06
砒素及びその化合物	0.01	0.1	シマジン	0.003	0.03
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.005	チオベンカルブ	0.02	0.2
			ベンゼン	0.01	0.1
ポリ塩化ビフェニル	注）1	0.003	セレン及びその化合物	0.01	0.1
トリクロロエチレン	0.01	0.1	ほう素及びその化合物	1	10
テトラクロロエチレン	0.01	0.1	ふっ素及びその化合物	0.8	8
ジクロロメタン	0.02	0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10	100
四塩化炭素	0.002	0.02			
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.04			
1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	1,4-ジオキサン	0.05	0.5
			アルキル水銀化合物	注）1	注）1

注）1.検出されないこと

出典)「枚方市公害防止条例施行規則」（枚方市規則第７号）

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年3月　大阪府条例第8号）

3) 騒音及び振動に係る規制

a) 工場・事業所に係る騒音及び振

工場・事業所に対しては、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、その敷地境界線上における規制基準が定められている。

特定工場等で発生する騒音の規制基準を表 2.1-48 に、振動の規制基準を表 2.1-49 に示す。

表 2.1-48 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分＼時間の区分		朝 午前 6 時から 午前 8 時まで	昼間 午前 8 時から 午後 6 時まで	夕 午後 6 時から 午後 9 時まで	夜間 午後9時から翌日の 午前 6 時まで
第1種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域		45ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	50ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	45ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	40ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
第2種区域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域		50ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	50ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	45ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
第3種区域 近隣商業地域、商業地域並びに準工業地域		60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
第4種区域 (工業地域等)	既設の学校、保育所等の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
	その他の区域	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	70ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下

出典)「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日　厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日　大阪府規則第81号)
「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域についての規制基準」(平成13年4月1日　枚方市告示第106号)

表 2.1-49 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分＼時間の区分		昼間 午前 6 時から 午後 9 時まで	夜間 午後 9 時から 翌日午前6時まで
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
第2種区域(Ⅰ)	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
第2種区域(Ⅱ) (工業地域等)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
	その他の区域	70ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下

出典)「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日　環境庁告示第90号)
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日　大阪府規則第81号)
「振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域についての規制基準」(平成13年4月1日　枚方市告示第108号)

b)　特定建設作業に係る騒音及び振動

大阪府内では、規制地域において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合には、作業の開始の 7 日前までに、「騒音規制法」、「振動規制法」または「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出が必要である。特定建設作業によって発生する騒音及び振動の規制基準を表 2.1-50 に示す。

表 2.1-50　特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

区域の区　分	規制基準	作業可能時刻	最大作業時間	最大作業期間	作　業　日
1 号区域	騒音：85 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	午前 7 時～19 時	1 日あたり 10 時間	連続6 日間	日曜その他の休日を除く日
2 号区域	振動：75 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	午前 6 時～22 時	1 日あたり 14 時間		

特定建設作業（騒音）	1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） 2. びょう打機を使用する作業 3. 削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る）を使用する作業（削岩機の動力として使用するものを除く） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） 6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る）を使用する作業 7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る）を使用する作業 8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る）を使用する作業 9. 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る） 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
特定建設作業（振動）	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る） 4. ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る） 5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る）を使用する作業

［備考］1. 1 号区域 ： 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域

2. 2 号区域 ： 工業地域のうち 1 号区域以外の地域の他、府条例では工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部も該当する。

出典）「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号）

「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日　総理府令第58号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 10 月 26 日　大阪府規則第 81 号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域」（平成 13 年 4 月 1 日　枚方市公告第 6 号）

c)　自動車騒音及び道路交通振動

自動車騒音及び道路交通振動に係る要請限度は、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、表 2.1-51～表 2.1-53、図 2.1-16～図 2.1-17 のとおり設定されている。

自動車騒音が要請限度を超え、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による措置を執るべきことを要請することができるとしている。また、特に必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資するよう、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができるとしている。

また、道路交通振動が要請限度を超え、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市町村長は道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による措置を執るべきことを要請することができるとしている。

表 2.1-51　自動車騒音に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		6 時 ～ 2 2 時	2 2 時 ～ 翌 日 の 6 時
a 区域	1 車 線 を 有 す る 道 路 に 面 す る 区 域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	1 車 線 を 有 す る 道 路 に 面 す る 区 域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	車 線 を 有 す る 道 路 に 面 す る 区 域	75 デシベル	70 デシベル

［備考］ 1.　a 区域　:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
b 区域　:第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
c 区域　:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
2.　車線とは、1 縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

出典）「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年 3月 2日　総理府令第15号）
「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分」（平成13年4月1日　枚方市公告第7号）

表 2.1-52　自動車騒音に係る要請限度（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼　　間 6時～22時	夜　　間 22時～翌日の6時
75 デシベル	70 デシベル

［備考］1. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
2. 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　：15 メートル
3. 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　　：20 メートル

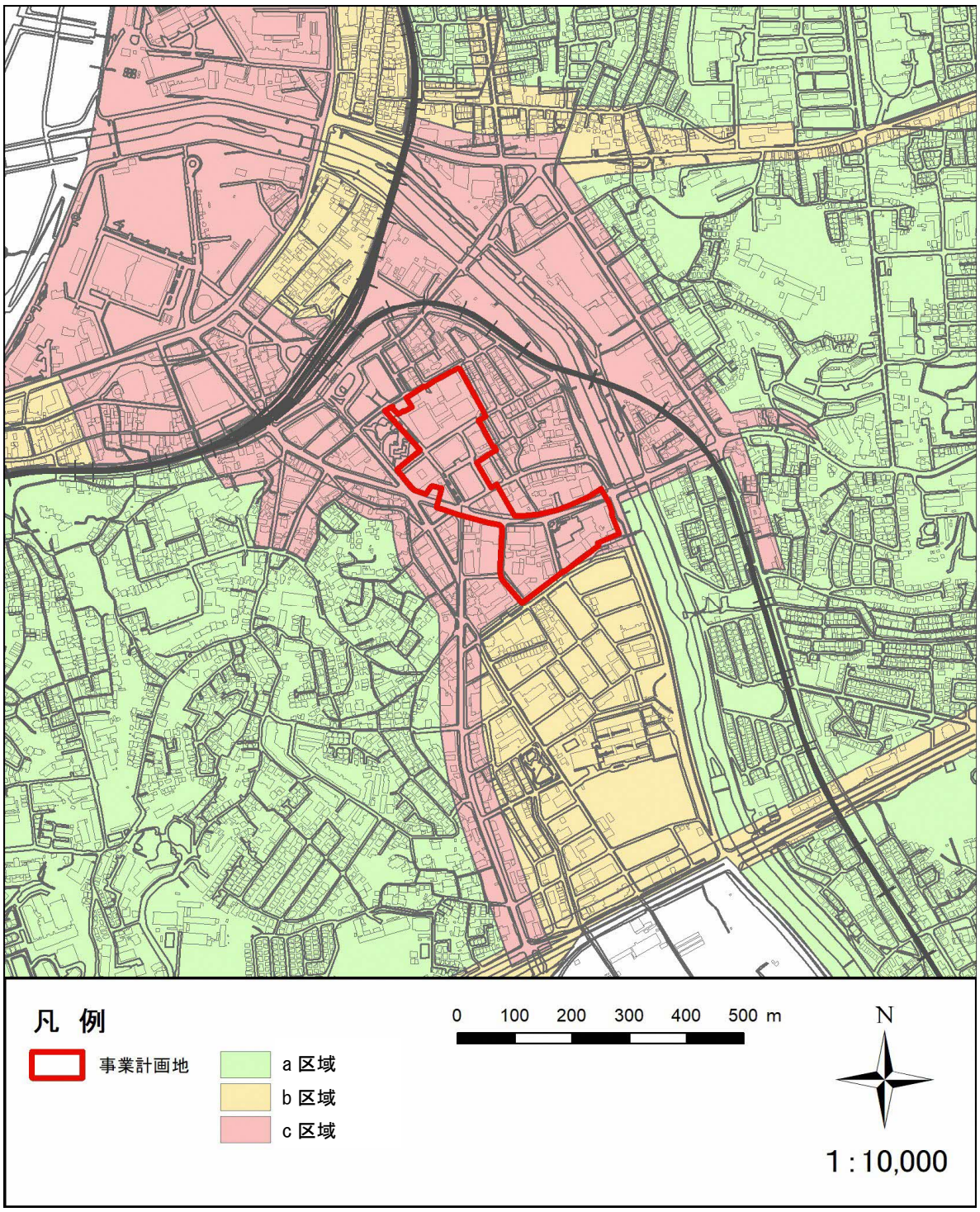
出典）「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年 3月 2日　総理府令第15号）

表 2.1-53　道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 / 区域の区分	昼間	夜間
	6 時～21 時	21 時～翌日の 6 時
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

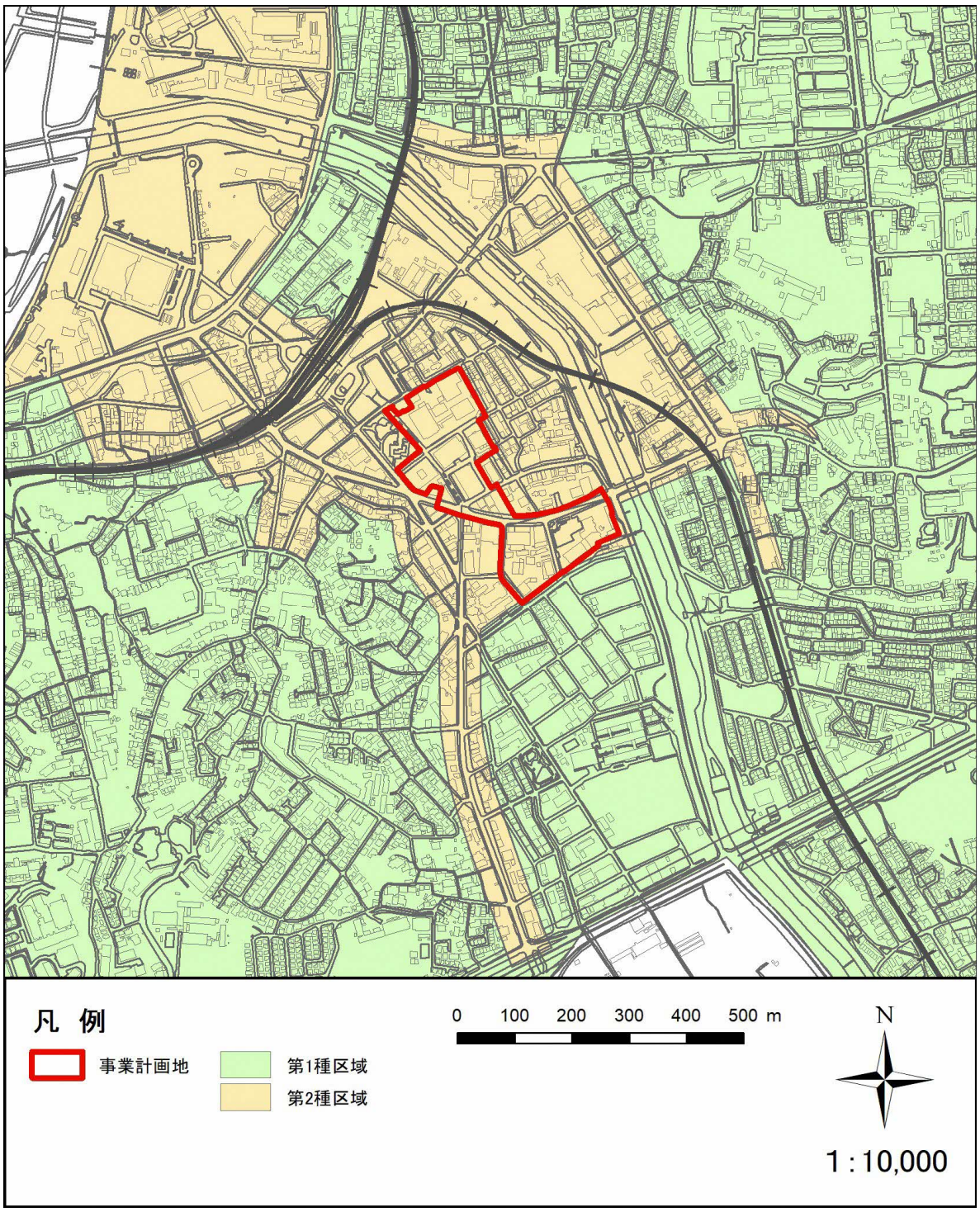
［備考］1.　第1種区域：　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域
2.　第2種区域：　近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典）「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日　総理府令第58号）
「振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間の区分」（平成 13 年 4 月 1 日 枚方市公告第 9 号）



出典）「大阪府地図情報提供システム（用途地域）」（大阪府）をもとに作成

図 2.1-16　騒音規制法（自動車騒音の要請限度）に係る事業計画地周辺の区域指定状況



出典）「大阪府地図情報提供システム（用途地域）」（大阪府）をもとに作成

図 2.1-17　振動規制法（道路交通振動の要請限度）に係る事業計画地周辺の区域指定状況

4)　悪臭に関する規制

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）は、工場または事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制し、悪臭対策を推進することにより、生活環境の保全と人の健康の保護を目的として制定されたもので、指定地域（枚方市の全域）では、事業活動に伴って発生する特定悪臭物質（アンモニア、メチルメルカプタン等 22 物質）について、敷地境界線、排出口及び排出水での規制基準の遵守が義務づけられている。

枚方市では、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき規制地域を指定するとともに、事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準について、表 2.1-54 のように定めている。

表 2.1-54　悪臭防止法に基づく規制基準

	特定悪臭物質の種類	規 制 基 準
1	アンモニア	大気中における含有率が 1,000,000 分の 1
2	メチルメルカプタン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.002
3	硫化水素	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.02
4	硫化メチル	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.01
5	二硫化メチル	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.009
6	トリメチルアミン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.005
7	アセトアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.05
8	プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.009
10	イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.02
11	ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.009
12	イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.003
13	イソブタノール	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.9
14	酢酸エチル	大気中における含有率が 1,000,000 分の 3
15	メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 1
16	トルエン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 10
17	スチレン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.4
18	キシレン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 1
19	プロピオン酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.03
20	ノルマル酪酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.001
21	ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.0009
22	イソ吉草酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.001

［備考］1.事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準（悪臭防止法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準）

出典）「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日　法律第 91 号）
「悪臭防止法に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域についての規制基準」（平成 13 年 4 月 1 日　枚方市告示第 109 号）

5)　地盤沈下に関する規制

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、大阪府全域を対象に、一定規模以上の井戸を所有する事業者等に対して、地下水の採取量報告を義務付けている。

また枚方市では、平成 26 年 4 月の「枚方市公害防止条例」の全面改正により、これまで全面的に禁止していた地下水採取の規制を見直し、基本的に地下水を採取することができるようになった。ただし、動力を用いて地下水を採取する揚水施設を設置しようとする場合は、事前に届出が必要であり、設置しようとする揚水施設は、揚水施設に係る構造上の基準を遵守することとされている。

6)　土壌汚染に関する規制

土壌汚染対策法では、土壌汚染の可能性の高い土地について、土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務付け、土壌汚染が判明した区域は指定され、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること等が定められている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法の規制を基本に調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加し、土地の所有者等の責務についても規定している。大阪府の土壌汚染対策制度に係る管理有害物質及び基準値を表 2.1-55 に示す。

表 2.1-55　大阪府の土壌汚染対策制度に係る管理有害物質及び基準値

分類			項目	含有量基準（指定基準）(mg/kg)	溶出量基準（指定基準）(mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
管理有害物質（府条例）	特定有害物質（土壌汚染対策法）	（第1種特定有害物質）揮発性有機化合物	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	―――	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	―――	0.002 以下	0.02 以下
			1，2－ジクロロエタン	―――	0.004 以下	0.04 以下
			1，1－ジクロロエチレン（塩化ビニリデン）	―――	0.1 以下	1 以下
			1，2－ジクロロエチレン	―――	0.04 以下	0.4 以下
			1，3－ジクロロプロペン（D-D）	―――	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン（塩化メチレン）	―――	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）	―――	0.01 以下	0.1 以下
			1，1，1－トリクロロエタン	―――	1 以下	3 以下
			1，1，2－トリクロロエタン	―――	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	―――	0.01 以下	0.1 以下
			ベンゼン	―――	0.01 以下	0.1 以下
		（第2種特定有害物質）重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
			シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
			水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
			うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
			鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
			砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
			ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
		（第3種特定有害物質）農薬等	シマジン（CAT）	―――	0.003 以下	0.03 以下
			チオベンカルブ（ベンチオカーブ）	―――	0.02 以下	0.2 以下
			チウラム	―――	0.006 以下	0.06 以下
			ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）	―――	検出されないこと	0.003 以下
			有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	―――	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下	―――	―――

備考）1. mg/kg（土壌1キログラムにつきミリグラム）　mg/L（検液1リットルにつきミリグラム）
2. pg-TEQ/g（土壌1グラムにつきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）
3. カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンは省令等の改正により、令和3年4月1日から基準値が変更

出典）「大阪府の土壌汚染対策制度」（令和3年4月　大阪府）

7)　日照阻害に関する規制

大阪府では、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域において、日影時間を規制している。その内容は、表 2.1-56 に示すとおりである。

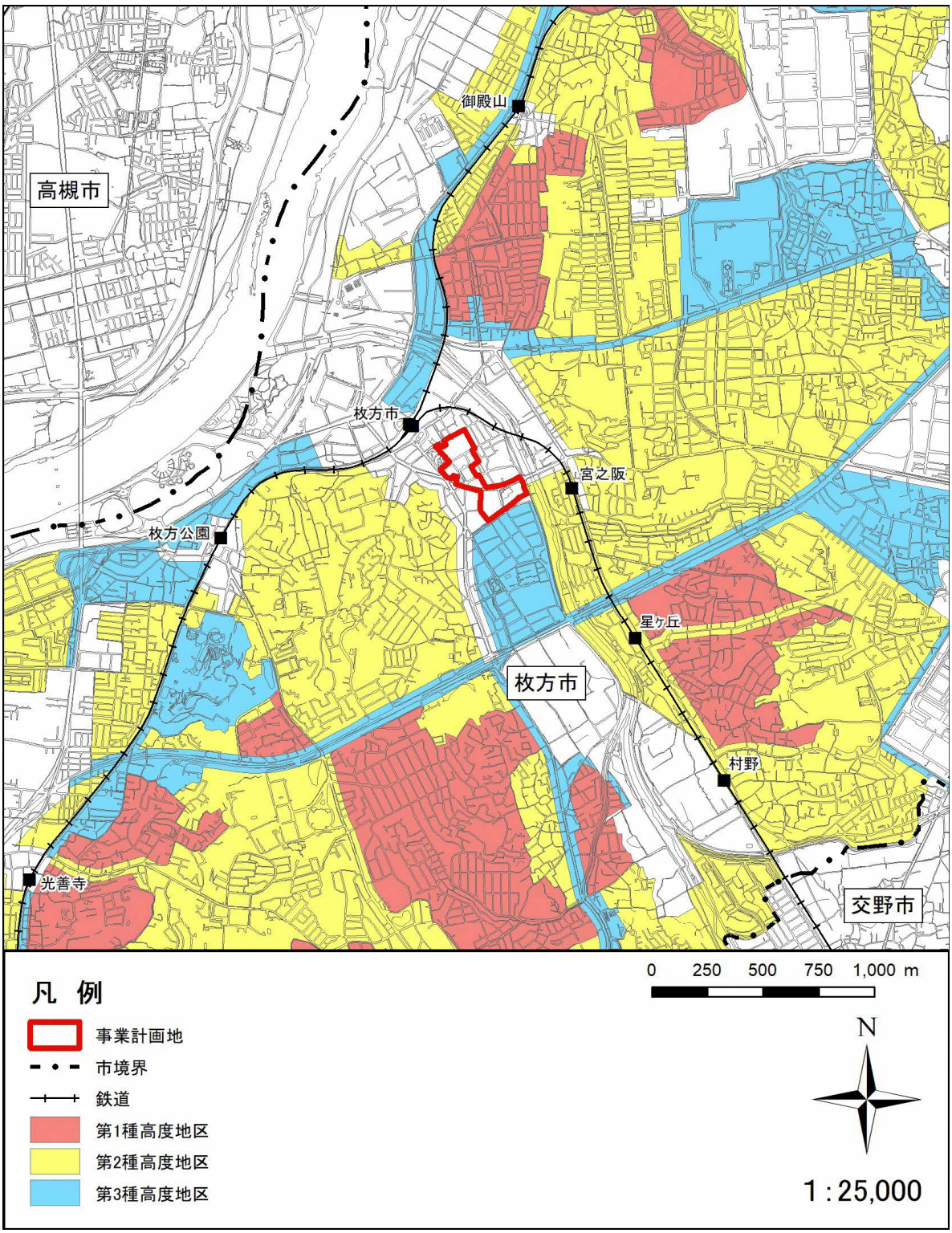
事業計画地周辺の高度地区の分布を図 2.1-18 に示す。事業計画地には高度地区に指定されている区域は存在しない。

表 2.1-56　大阪府建築基準法施工条例による日影規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	対象区域	法別表第4（に）欄の号	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数3以上の建築物	1.5m	容積率が10分の5又は10分の6の区域	(1)	3時間	2時間
			容積率が10分の8又は10分の10の区域で、外壁の後退距離の限度が1.5mのもの及び第1種高度地区で外壁の後退距離が1.0mのもの			
			容積率が10分の8又は10分の10の区域（外壁の後退距離の限度が1.5mのもの及び第1種高度地区で外壁の後退距離の限度が1.0mのものを除く。）	(2)	4時間	2.5時間
			容積率が10分の15の区域で第1種高度地区であるもの			
			容積率が10分の15の区域（第1種高度地区を除く。）	(3)	5時間	3時間
			容積率が10分の20の区域			
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	容積率が10分の10又は10分の15の区域 容積率が10分の20の区域で第1種高度地区であるもの	(1)	3時間	2時間
			容積率が10分の20の区域（第1種高度地区を除く。）	(2)	4時間	2.5時間
			容積率が10分の30の区域	(3)	5時間	3時間
第1種住居地域・第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	容積率が10分の20の区域で第1種高度地区であるもの	(1)	4時間	2.5時間
			容積率が10分の20の区域（第1種高度地区を除く。）	(2)	5時間	3時間
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	高さが10mを超える建築物	4m	全区域	(2)	4時間	2.5時間

［備考］1. この表において日影時間とは、冬至日の真太陽時の午前 8 時から午後 4 時までの間で、生じさせてはいけない日影時間の下限値をいう。
2. 第 1 種高度地区とは、高度地区のうち、都市計画において、建築物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 5m を加えたもの以下としなければならない区域として定められた区域をいう。
3. 容積率とは、法第 52 条第 1 項第 1 号から 3 号までに規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。

出典）「建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集 抜粋」(監修：大阪府内建築行政連絡協議会)



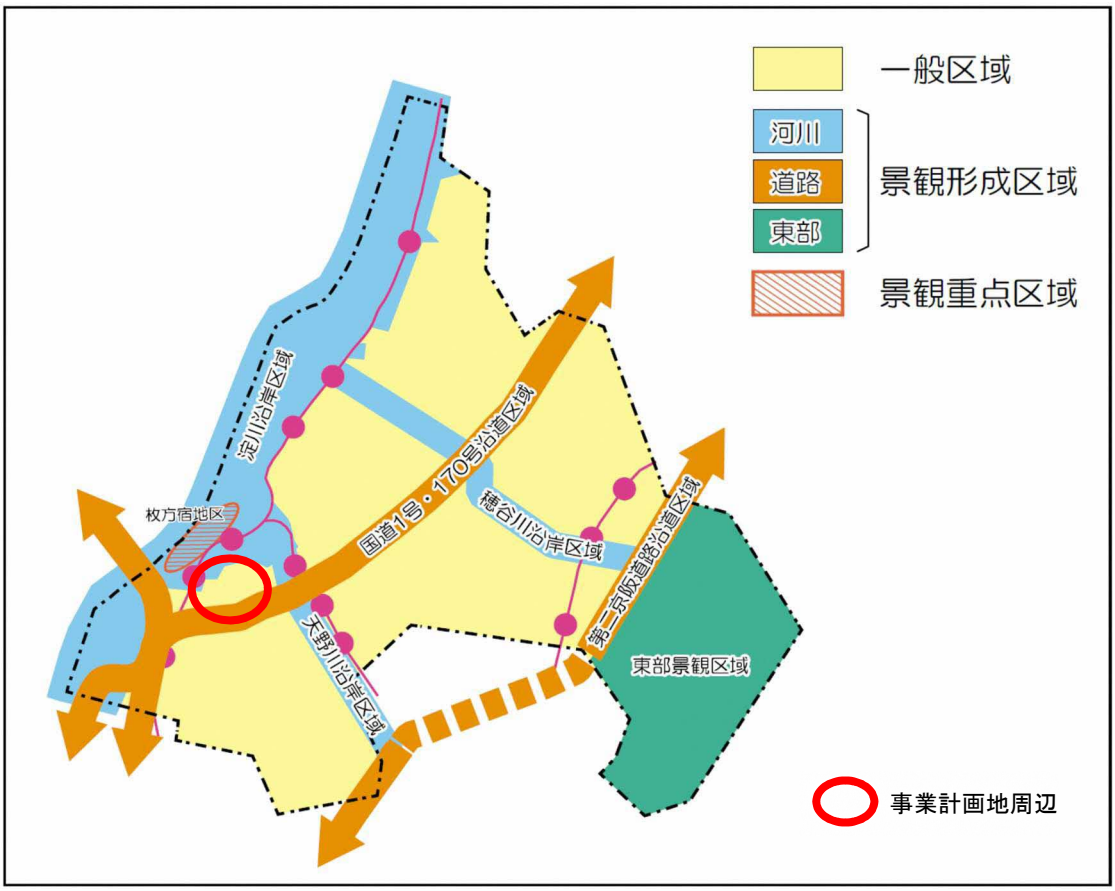
出典）「きてみてひらかたマップ」(枚方市)をもとに作成

図 2.1-18　日影規制に係る事業計画地周辺の区域指定状況

8)　景観に関する規制

枚方市では、平成 6 年に景観形成の目標を「枚方の新たな魅力を創る」として、枚方市がめざすべき景観形成の方向と方針、及び、その実現に向けた取り組みのあり方を示した「枚方市都市景観基本計画」を策定し、市域の景観整備に取り組んできた。その後、同計画の実効性を高めるために、平成 10 年に「枚方市都市景観形成要綱」を制定し、地区指定による景観の保全・誘導や住民協定への支援、及び大規模建築物等の届出などによる景観誘導などの取り組みを進めていたが、平成 17 年の「景観法」の施行、大阪府の景観計画策定を受け、「景観法」に基づく「枚方市景観計画」と「枚方市景観条例」を定めることで、法的実効性をもたせ、より一層良好な景観形成の推進を図り、枚方の新たな魅力づくりの実現をめざしている。

事業計画地周辺は、景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要があり、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域である「景観形成区域」に指定されている。



出典)「枚方市景観計画」(平成 28 年 10 月変更　枚方市)

図 2.1-19　景観計画の区域と区域区分

【河川景観軸の区域】

河川景観軸の区域は、市域を流下する主要な河川沿いの区域とし、淀川沿岸の河川区域から 500m幅の区域（河川区域の端から 500m付近の幹線道路、鉄道等を目安として定めた境界（当該境界に連続する商業系用途の区域等を含む。）とする。）と、穂谷川沿岸の河川区域から 50m幅の区域（ただし、東部景観区域は除く。）、並びに、天野川沿岸の河川区域から 50m幅の区域とする。

出典）「枚方市景観計画」（平成 28 年 10 月変更　枚方市）

表 2.1-57　区域別の景観形成基準（天野川沿岸区域）

対象項目			景観形成基準
全体計画			周辺の景観に調和したものとなるよう工夫する。
建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外見	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (ウ)河川（堤防）に通じる道路に面する敷際には緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (ウ)河川（堤防）に通じる道路に面する敷際には緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

出典）「枚方市景観計画」（平成 28 年 10 月変更　枚方市）

(4) 環境関連計画等

1) 大阪府の環境総合計画

大阪府では、「大阪府環境基本条例」に基づき、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「2030 大阪府環境総合計画」を策定している。「2030 大阪府環境総合計画」では、持続可能な社会に向けて2050年のめざすべき将来像と、それを見据えた2030年の実現すべき姿、及びその実現に向けた施策の基本的な方向性を明確化している。また、施策の基本的な方向性に基づき各分野において具体的な目標・施策を示した個別計画を策定し、これらを一体として環境総合計画とすることにより、環境施策を総合的に推進・展開している。

「2030 大阪府環境総合計画」の概要は、表 2.1-58 に示すとおりである。

表 2.1-58 「2030 大阪府環境総合計画」の概要

項目	概要
計画の 位置づけ・役割	○大阪府環境基本条例に基づき、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定 ○持続可能な社会に向けて 2050 年のめざすべき将来像と、それを見据えた 2030 年の実現すべき姿、及びその実現に向けた施策の基本的な方向性を明確化 ○施策の基本的な方向性に基づき各分野において具体的な目標・施策を示した個別計画を策定し、これらを一体として環境総合計画とすることにより、環境施策を総合的に推進・展開
計画の期間	2021 年度から 2030 年度までの 10 年間
2050 年の めざすべき将来像	大阪から世界へ、現在から未来へ　府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会 ・大都市・大消費地として、府域の CO2 排出量実質ゼロ、大阪湾のプラスチックごみの追加的汚染ゼロ、資源循環型社会が実現 ・大阪・関西万博を跳躍台とした国際的影響力の発揮など、各主体の取組みが世界及び未来へ波及し、持続可能な社会を構築
2030 年の 実現すべき姿	いのち輝く SDGs 未来都市・大阪　-環境施策を通じて- ・今後 10 年間は、 2050 年のめざすべき将来像の実現に向けた足掛かりを確実にするため、具体的な取組みを速やかに展開すべき重要な期間 ・以下の５つの分野ごとに「実現すべき姿」を整理し、個別計画に反映させることにより取組みを促進 「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」
施策の 基本的な方向性	(1) 中・長期的かつ世界的な視野 (2) 環境・社会・経済の統合的向上

出典）「2030 大阪府環境総合計画」（令和 5 年 1 月更新、大阪府）

2)　東部大阪都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）は、都市計画区域内の都市の、将来の都市計画の基本的な方向性を示すものとして、平成 12 年 5 月の都市計画法改正により創設されたもので、枚方市は、都市計画区域の再編に伴い、東部大阪都市計画区域に編入された。大阪府では、平成 16 年 4 月に「東部大阪都市計画区域マスタープラン」を定めている。「東部大阪都市計画区域マスタープラン」を含む「大阪都市計画区域マスタープラン」の概要は、表 2.1-59 に示すとおりである。

表 2.1-59　「大阪都市計画区域マスタープラン」の概要

目標年次	令和 12 年
大阪の都市づくりの 基本目標	国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成 安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現 多様な魅力と風格ある大阪の創造
大阪の都市づくりの 方向性	大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化 国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造 災害に強い都市の構築 産業・暮らしを支える都市環境の整備 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成 地域資源を活かした質の高い都市づくり
大阪の都市づくりの視点	大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進 多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

出典）「東部大阪都市計画区域マスタープラン」（令和 2 年 10 月、大阪府）

3) 枚方市の総合計画

枚方市では、市のめざすべき将来像を定め、長期的な視点に立って計画的に市政を運営していくため、市の最上位計画である「第 5 次枚方市総合計画」を平成 28 年 3 月に策定している。

「第 5 次枚方市総合計画」の概要は、表 2.1-60 に示すとおりである。

表 2.1-60 「第 5 次枚方市総合計画」の概要

計画期間	平成 28 年度～平成 39 年度
めざすまちの姿	持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち 枚方
まちづくりの基本目標	【安全で、利便性の高いまち】 ・地震や豪雨などの災害に強いまちとなるために、市民の防災意識を高めるとともに、都市基盤の整備を進めるなど、防災力の向上を図る ・警察などの関係機関との連携や地域におけるつながりの強化などにより、犯罪の少ないまちをめざす ・道路交通網の計画的な整備などを進め、交通渋滞を緩和するとともに、誰もが安全に通行できる環境整備を図る ・公共交通機関の利便性向上や都市機能を集約した拠点整備などを図ることにより、快適で暮らしやすいまちづくりを進める 【健やかに、生きがいを持って暮らせるまち】 ・誰もが日頃から健康増進を図ることができる環境づくりや、疾病の予防・早期発見につながる取り組みを進めるなど、市民の健康づくりを推進する ・地域の各医療機関の連携強化を進めながら、住み慣れた地域で必要な医療が受けられる地域医療の充実を図る ・高齢者や障害者などが生きがいを感じながら、地域で自立した生活ができる環境づくりを進める ・性別や国籍などの違いを越え、すべての人の人権が大切にされるよう、人権意識の高揚を図るとともに、平和社会の実現に取り組む 【一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち】 ・次代を担う子どもを安心して産み育てられるまちをめざし、子どもたちの健やかな成長を社会全体で見守っていく環境づくりを進める ・子どもたちの豊かな人間性を伸ばすとともに、確かな学力の定着に取り組むなど、生きる力を育む教育の推進とその環境の充実を図る ・あらゆる世代の人が、文化芸術やスポーツなどに親しみ、生きがいを持って学び続けることのできる環境づくりを進める 【地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち】 ・中心市街地の活性化により、人々が集い交流し、さまざまな活動が活発に展開される拠点づくりを進める ・枚方市の貴重な歴史や文化などの地域資源を生かしながら、市民が愛着を持ち、また、多くの人が訪れたいと思えるまちづくりを進める ・市内大学の知的資源や多くの学生の活力を、まちづくりに生かす取り組みを進める ・関係機関と連携を図りながら、市民がいきいきと働ける環境づくりを進める。また、市内産業の振興を図り、まちの活力を創出するとともに、市の貴重な資源である農業の保全・活用を図る 【自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち】 ・市民が将来にわたり良好な環境を享受できるよう、東部地域などの豊かなみどりのほか、公園や河川といった身近な自然を守り育てることで、自然環境を大切にするまちをめざす ・ごみ減量や資源循環、省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの利用を促進するなど、地球環境に配慮した取り組みを進める ・地域での美化活動など、きれいなまちをつくる意識を高めるとともに、地域資源を生かしながら、景観に配慮した美しいまち並みの形成に取り組む
基本構想を実現するために	市民等がまちづくりに参画しやすい環境づくりの推進 効率的・効果的な市政運営、広域的な連携と地方分権の推進

出典）「第 5 次枚方市総合計画」（平成 28 年 3 月、枚方市）

4)　枚方市の都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、市の都市計画の基本的な方針を示すもので、この都市計画マスタープランに沿って、土地利用の規制や誘導、道路、公園、下水道などの具体的な都市計画が定められる。

枚方市では、「まち・ひと・自然がつながり、持続的に発展する都市」を目指し、「枚方市都市計画マスタープラン」を策定している。

「枚方市都市計画マスタープラン」の概要は、表 2.1-61 に示すとおりである。

表 2.1-61　「枚方市都市計画マスタープラン」の概要

計画期間	平成 29（2017）年度から令和 8 年（2026）年度までの 10 年間
将来都市像	まち・ひと・自然がつながり、持続的に発展する都市
都市づくりの基本方針	1. 便利で快適に暮らせる計画的な都市づくり 2. 都市基盤や公共交通ネットワークが充実した都市づくり 3. 安全安心の都市づくり 4. 水や緑の豊かな地域資源を生かし、質が高く潤いのある都市づくり
めざすべき都市構造	1. 自然や地形的特徴を踏まえた都市づくりを進める。 2. 鉄道やバスなどの交通利便を生かし、公共交通を軸とした都市の形成を促進するため、鉄道駅などの周辺に、都市拠点を配置し、それぞれの特性に応じて居住及び都市機能の集積を図るなど、計画的な都市づくりを進め、集約型都市構造の実現をめざす。 3. 都市拠点では、拠点相互の連携と都市機能の集積などにより、医療などの各種サービスの提供が図られるとともに、多くの人が訪れ賑わいと魅力ある拠点の形成を促進する。 4. 広域的な幹線道路や都市拠点などを結ぶ幹線道路の道路ネットワークは、市内外の交流を促進させ、経済産業の大動脈となる「都市間交流軸」として充実を図る。 5. 鉄道網やバス路線網の公共交通ネットワークにおいては、相互の結節性を高めるとともに、公共交通を持続させ、都市拠点間や生活圏域などからの移動を支える「生活交流軸」として充実を図る。

出典）「枚方市都市計画マスタープラン」（令和 4 年 3 月一部改訂、枚方市）

5)　枚方市の環境基本計画

枚方市では、令和元年 6 月に「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」、令和 2 年 2 月に「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を行うなど、環境施策に対して重点的に取り組みを進めてきたが、さらなる環境施策の推進に向けて、今後の基本的な方向性を定めた「第３次枚方市環境基本計画」を策定している。「第３次枚方市環境基本計画」では、枚方市が魅力的で活気あるまちとして発展を続けながら、豊かな環境を後世に引き継いでいけるよう、「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」をテーマとし、SDGs との関係性を明確にすることで、計画の推進と同時に SDGs のゴール達成に寄与することをめざしている。

「第３次枚方市環境基本計画」の概要は、表 2.1-62 に示すとおりである。

表 2.1-62　「第３次枚方市環境基本計画」の概要

計画期間	令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間
計画のテーマ	地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境 ～住み続けたいまち 枚方～
将来の環境の姿	・多くの人が環境保全活動に参加している。 ・人と環境に配慮した公共交通が整っている。 ・かつての宿場町の風情を生かし歴史的なまちなみが確保されている。 ・淀川には、多くの魚や鳥が訪れている。 ・住宅地では、多くの家庭で再生可能エネルギーの利用が拡大し、環境に配慮したライフスタイルが定着している。 ・東部地域の里山では、豊かな生態系が保たれ、多くの人が自然とふれあっている。
分野と分野別の基本目標	「地球環境」：脱炭素化を推進するまちをめざす 「自然環境」：自然が保全され、人と自然が共生するまちをめざす 「資源循環」：環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす 「都市環境・生活環境」：健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす
分野横断的な基本目標	「パートナーシップ・環境教育」：すべての主体が環境保全活動に取り組む

出典）「第３次枚方市環境基本計画」（令和 3 年 3 月、枚方市）